

第9回 日本の税制の課題

(あるべき税制を求めて)

会計と経営のブラッシュアップ
平成 25 年 11 月 25 日
山内公認会計士事務所

本レジュメは、次の各書等を参考にさせていただいて作成した。(平成 26 年度税制改正に関する提言 全国法人会総連合)

I. 全法連の税制改正要望事項

一体改革という言葉の前に記された「**経済社会の変化に対応した**」という形容詞を忘れることなく、民間投資喚起による**成長戦略**という「**三本目の矢**」を実行すべきである。そして、**その成長戦略の中核は規制改革**である。

1. 法人税率の引下げ

(1) 法人税率の引下げ

法人税の実効税率は、平成 23 年の税制改正により 40.69%から 38.01%、平成 27 年 4 月以降の 35.64%と引下げられた。

しかし、世界の法人税率と比較すると、米国 30%以下(予定)、イギリス 20%(予定)、ドイツ 29.48%と税率で 6%以上(2 割以上)高税率である。

税制(税率)が、他国より不利(高率)である時は、規制の最もたるものである。英国と同様な貿易立国を目指す日本の成長は規制の中では不可能である。

(2) 中小企業の活性化と税制

中小企業の活性化は日本経済のキーポイントである。次のような点について中小企業の活性化を促進すべきである。

- ① 中小企業の投資促進税制の拡充
- ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
- ③ 交際費課税の見直しの促進
- ④ 役員給与の損金算入



2. 社会保障と税の一体改革

一体改革という言葉の前に記された「経済社会の変化に対応した」という形容詞を忘れてはならない。変化に対応した社会保障制度とは何か、どのようなものか。変化に対応した税の改革とはどのようなものかを深く考えて実行すべきである。

(1) 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

社会保障の給付増大をどう抑制し、どう適正な負担を確保するかにかかっている。給付の抑制を具体化し実行することができるか否か。抑制・重点化・効率化による持続可能な社会保障制度の確立がなければ財政健全化もない。

(2) 消費税引上げに伴う対応措置

(1) 増税は、価格の up であり、消費者は価格 up に対応する収入 up が必要である。→(給与 up)

(2) 事業者は、コストの up であり、そのコストをどのように吸収できるかということである。→(景気上昇)

(1)、(2)とも経済的に解決すべき問題である。

(3) 併せて、次の項目も必要である。

- ① 適正な価格転嫁
- ② 事業者の事務負担、税の簡素化など

3. 財政の健全化に向けて

(1) 財政健全化目標

デフレを脱却し、将来の経済成長を目指すならば、財政の健全化が必要である。財政規律の欠如は、国債への信認を失い長期金利の急上昇など経済成長は期待できない。

(2) 行政改革の徹底

財政赤字は歳入増と歳出削減の二方策しかない。税の増収は増税か自税増であるが計画することには無理がある。確実な歳出削減に成功できなければ将来はないということを認識して社会保障費をはじめ各歳出分野の削減目標を明確にする必要がある。

(3) 今後の税制改革のあり方

欧州・アジア主要国との税率格差は大きく今後の増税は社会・経済に重大な影響を与えることを認識する。今後の増税(増税ゼロを含む)の計画を明確にするとともに、その経済的、財政的影響額を明確に試算し、国民に示すべきである。また併せて、試算に対する具体的方策を示し実行すべきである。

4. 事業承継税制(相続税)の考え方

事業承継税制は相続税の中の一項目である。25年度に大幅な改正が行われたが、まだ充分ではない。世界中で相続税が存在するのが次の5か国にすぎないこと、その中で日本の最高税率が最も高いことを考えると相続税自体の廃止が必要である。

平成27年1月1日以後(改正後)

世界の事業承継税制のしくみ

国名	相続税の基礎控除	非上場株式の評価軽減割合	雇用要件勤務期間	雇用要件の評価方法	雇用要件未達成時の部分納付	免除までの期間	先代の役員継続	親族外承継	最高税率
日本	5,000万円＋ 1,000万円×法定相続人数	80%軽減	5年	平均 80%	× (全額一括納付)	後継者死亡等まで	代表権なし○	○	% 55
ドイツ	配偶者：5,100万円 (50万ユーロ) 子：4,080万円 (40万ユーロ)	85%軽減	5年	○ (平均80%) 小規模企業は要件免除	○	5年	○	○	45
フランス	配偶者：免除 子：1,625万円 (159,325ユーロ)	75%軽減	なし	—	—	4年	○	○	40
イギリス	配偶者：免除 基礎控除：4,128万円 (32.5万ポンド)	100%軽減	なし	—	—	即時	○	○	40
アメリカ	5億円(500万ドル)	—	—	—	—	—	—	—	35

(出所) 経済産業省資料等

わが国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担により事業が存続できなくなることは、日本経済の大きな損失である。

5. その他の主な項目

6. アベノミックスと消費税増税 (全法連税制委員会)

H25.02.20
委員会質問

(1) アベノミックスの成否と消費税の成否

- (1) アベノミックスは、うまく行くか…
(オバマは1ドル100円以上を許すか)
- (2) アベノミックスが、うまく行かなかったら…
- (3) 消費税は、本当にうまく行くか

(2) アベノミックスの3本の矢

- (1) ①日銀の金融緩和 ②財政政策 ③経済成長政策
—そして物価上昇率2%、GDPupを目指す
- (2) 矢は未だ放たれていない
- (3) 物価上昇率2%は可能か
- (4) GDPの増大につながるか

(3) 消費税増税はうまく行くのか

- (1) 転嫁について
転嫁がうまく行かなかったら、中小企業には強制値引となる
- (2) やってしまえば何とかなるのか、それでは無責任

(4) 税制要望に本当に必要なこと

- (1) 経済成長、GDPの増大につながるか
- (2) 継続して、経済成長の基盤を作れるか

7. 税制改正と今後の課題

(財務省主税局 審議官講演 全法連報告)

H25.02.19 (1)
全法連セミナー質問

(1) 今回の税制改正の措置（内側のバランス）で充分か

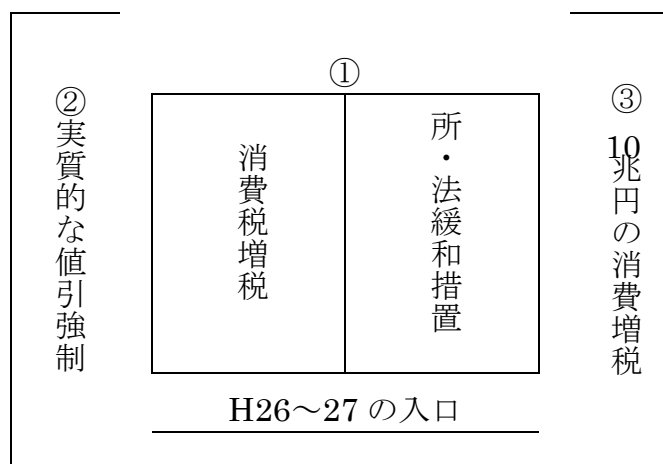
- (1) 消費税増税（国税 10 兆円）の及ぼすインパクトをどうするのか
- (2) 所得税、法人税等による緩和措置で対応できるか
 - 所得税（2年間の住宅控除、ローン控除、金融税制等）
 - 法人税（雇用、投資促進税制、特別償却、交際費緩和）

(2) 仮にNo.1が出来たとしても転嫁の可否（外側のバランスー1）

- (1) 実質的な値引の強制を防止することはできるか
- (2) 実効性のある転嫁の為の万全の対策（独禁法等の監視）はあるのか
- (3) 軽減税率の検討は行うべきか、問題は何か

(3) 10兆円の消費増税、国民の痛み（外側のバランスー2）

- (1) 財政困難時の国民のしんぼうと考えられるか
- (2) 社会保障の充実は将来の国民的課題である
- (3) 世界の情勢と国の将来を考えれば仕方がないのか
- (4) 実施すれば、それなりに落ち着くのか



8. 法人税のパラドックスと日本

(森信茂樹先生 全法連セミナー)

H25.02.19

全法連セミナー

(1) 法人税のパラドックスと日本

- (1) 1982-2006年に税率引下げがあった、
 - ① 世界の法人税率は△20～△60%の減少があった
日本 △30% 欧米△30～△40% 北欧諸国△50～△60%
- (2) 税収のGDP比は上昇した、
 - ② 世界の法人税収のGDP比は30～70%増加した
北欧諸国50～60% オーストラリア、ニュージーランド50% 韓国、カナダ40%
しかし、日本は△40%減少
- (3) 税収に占める法人税収の割合は上昇した、
 - ① 法人税収の割合が30～60%増加
北欧諸国50% オーストラリア、ニュージーランド、カナダ40～50% 韓国20% 欧米15%
しかし、日本は△30%減少
- (4) 結局はGDPの問題か
 - ① 日本以外の各国のGDP成長率 2～3倍
税率引下げ △40%引下げ
結果税収増 2.5倍×(1-0.4)×税率=1.5…50%増加
 - ② 日本のGDP成長率 1.0倍
税率引下げ △30%引下げ
結果税収減 1.0×(1-0.3)×税率≒0.7…△30%減少

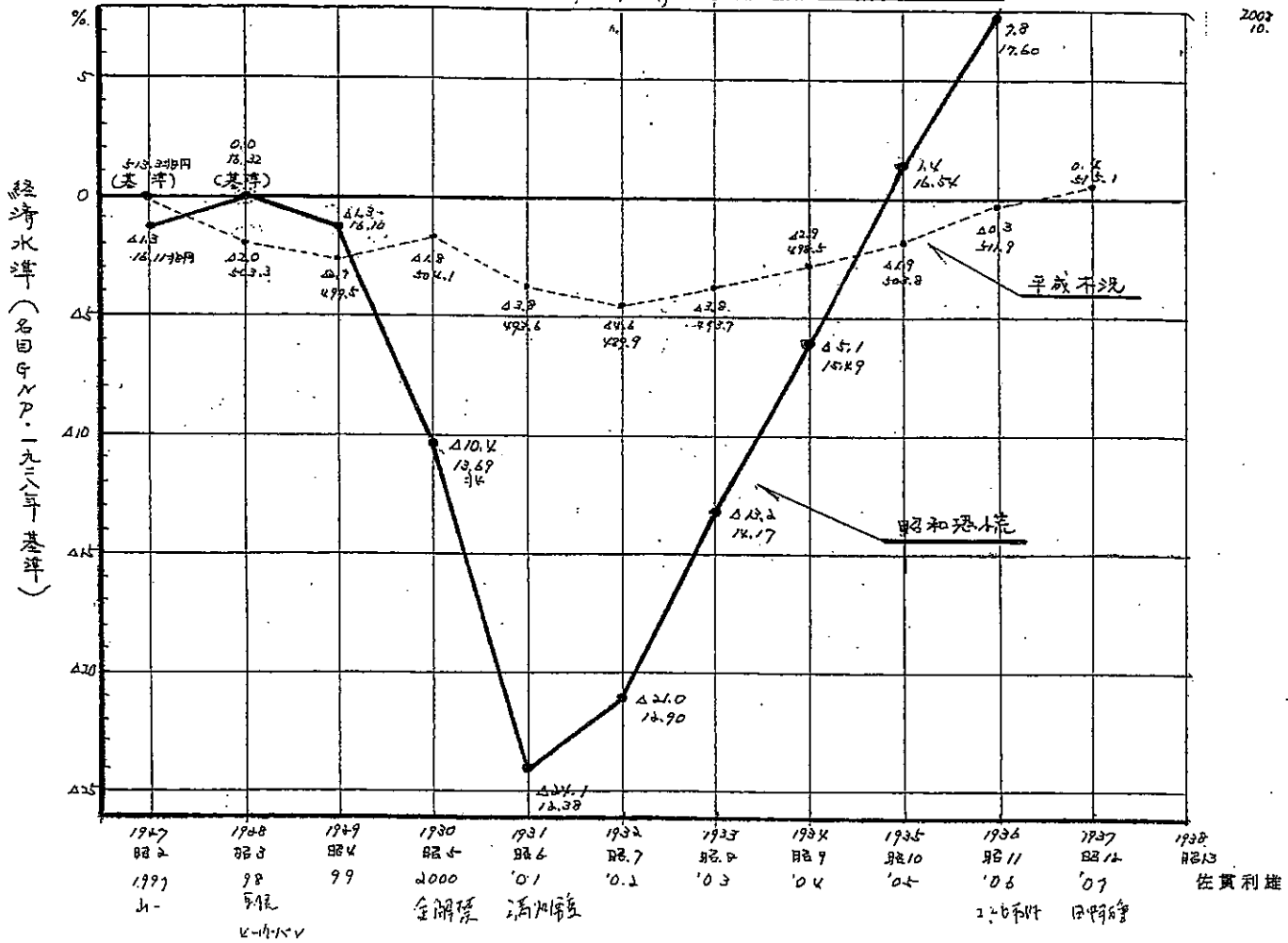
(2) スウェーデンは国民負担率(63.9% 日本 39.9%)が高いのに、GDP成長が高いのは何故か？

- (1) 税率でも日本と逆(スウェーデン46.9%、日本24.3%)である。経済成長率(00-10年)はスウェーデンが2.19、日本は1.59である。
- (2) どうして税金が高いのにGDPが成長するのか

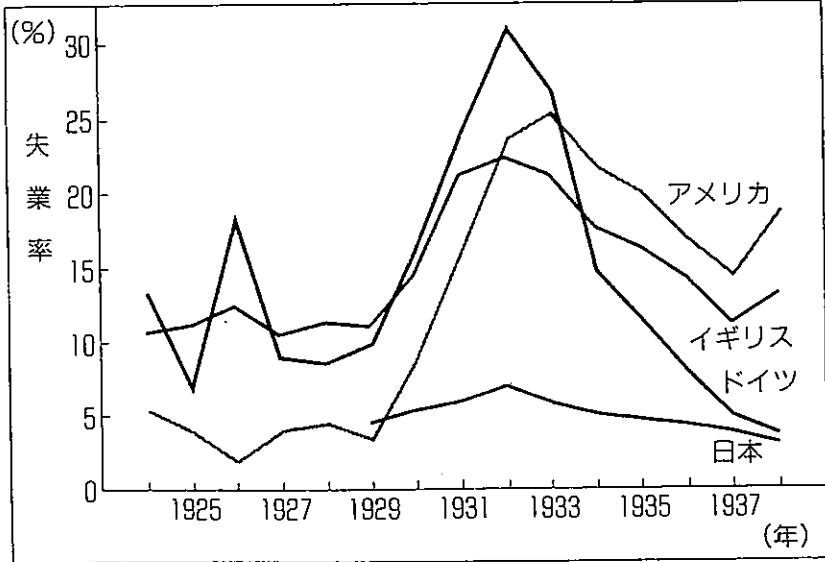
(3) GDPと法人税収

- (1)
$$\frac{\text{法人税収}}{\text{GDP}} = \textcircled{1} \frac{\text{法人税収}}{\text{法人の総営業利益}} \times \textcircled{2} \frac{\text{法人の総営業利益}}{\text{経済全体の総営業利益}} \times \textcircled{3} \frac{\text{経営全体の総営業利益}}{\text{GDP}}$$
 - ① 第1項 法人の租税負担(実行税率、ETR)
課税ベースの拡大と多くの国で安定的な傾向を示す
 - ② 第2項 全付加価値の法人部門の割合(share operate section)
個人から法人へ富のシフトが進んだことを示す
 - ③ 第3項 GDPに占める企業所得の割合(profitability)
2000年代に増加し、アントレナーシップの発揮が見られる。
- (2) 法人税のパラドックスは①課税ベースの拡大、②個人から法人所得へのシフト、③新規起業という3つの要因を示している。

1. 昭和恐慌期における経済回復パターンの特徴



② 各国の失業率



恐慌対策

- 国内対策：米…ニュー＝ディール政策, 英…低金利政策, 独…ヒトラーの四か年計画 (公共投資・統制経済・再軍備)
- ブロック経済：英…スターリング＝ブロック, 独…広域経済ブロック, 仏…フラン金ブロック, 米…善隣外交 (汎米ブロック)

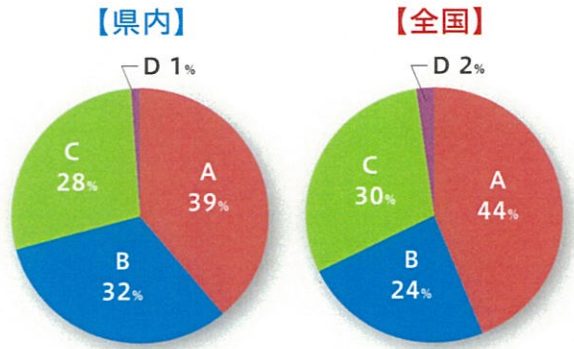
平成 26 年度 税制改正に関するアンケート調査結果(簡易版)

【全 国】回答総数：7,704 件
 アンケート期間：平成 25 年 3 月 18 日～平成 25 年 5 月 17 日
 【沖縄県連】回答総数：378 件

Q.1 法人税/法人税率のさらなる引き下げ

23 年度改正で実効税率が 5%引き下げられましたが(2015 年までは復興特別法人税が上乘せ)、法人税率のさらなる見直しについてどのように考えますか。以下より1つ選んでください。

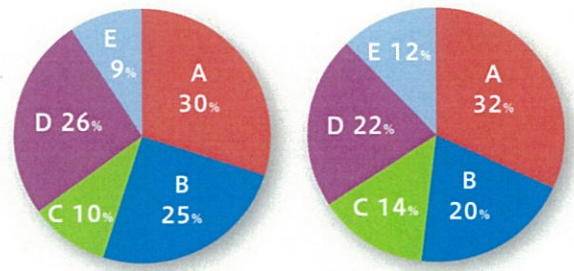
- A 税率をさらに引き下げる
- B 減税財源確保の困難などから、さらなる税率引き下げは見送る
- C どちらとも言えない
- D その他



Q.2 法人税/法人実効税率のさらなる引き下げを求める場合の税財源

日本の法人実効税率をさらに引き下げる場合、その減税財源の確保策についてどのように考えますか。以下より1つ選んでください。

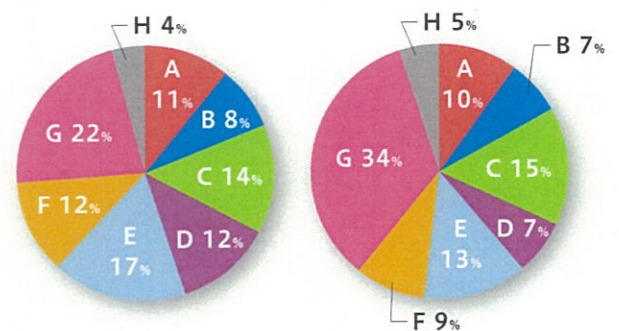
- A 法人税率の引き下げに伴う法人税収の減少は他の税目を含めた税収全体のなかでカバーすべき
- B 法人税率の引き下げを含めた成長戦略により税収は増加するため、さらなる税率引き下げに対する短期的な税収財源(税収規模の中立性)にはこだわる必要はない
- C 地方法人税の引き下げにより法人実効税率の引き下げを図るべき。減税分の財源措置は別途検討する。
- D 法人実効税率の引き下げに際しては、租税特別措置を整理・統合・廃止するなどの課税ベース拡大により、極力、税収中立を図るべき
- E その他



Q.3 一体改革後のさらなる増税の必要性

納税猶予制度については、制度適用要件、手続き等の大幅見直しがされました。もっとも評価する改正内容を以下より2つ選んでください。

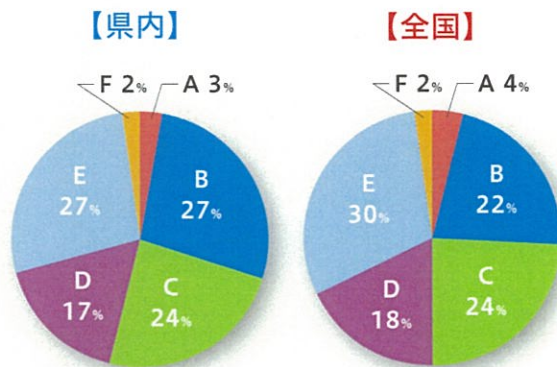
- A 雇用確保要件が「5年間の間、毎年8割以上」から「5年間平均で8割」に緩和された。
- B 適用要件を満たさなくなった場合の猶予打ち切りに際し、利子税の負担が軽減された。
- C 贈与税の納税猶予制度で先代経営者の役員退任要件が代表者の退任要件(有給役員として残留可)に緩和された。
- D 事前の経済産業大臣の確認が廃止された。
- E 制度対象は先代経営者の親族に限定されていたが、親族外も対象となった。
- F 先代経営者の個人債務・葬式費用は株式から控除されていたが、これを先代経営者の個人債務・葬式費用を株式以外の相続財産から控除するよう改正された。
- G わからない
- H その他



Q.4 相続税・贈与税/さらなる事業承継税制の見直し

今改正では現行の納税猶予制度の使い勝手を高めるような見直しが行われましたが、今後のさらなる見直し余地についてどのように考えますか。以下より1つ選んでください。

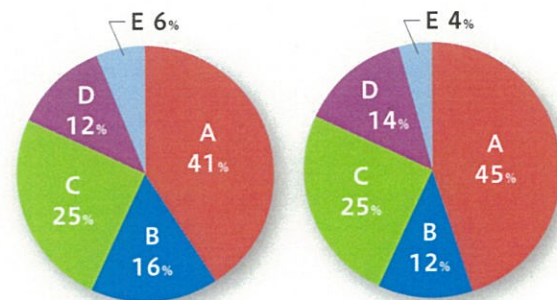
- A 今回の改正で事業承継税制は十分である
- B 納税猶予制度のさらなる適用要件の緩和を求めるべき
- C 当面は今改正による利用状況を注視すべき
- D 納税猶予制度ではなく、欧州主要国のような本格的な事業承継税制の構築を求めるべき
- E わからない
- F その他



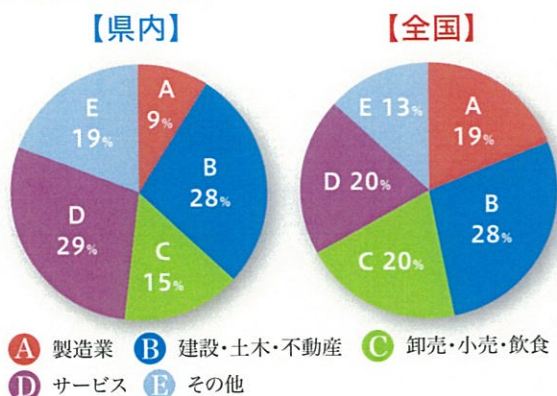
Q.5 消費税/軽減税率の導入

25年度改正では、消費税率を8%に引き上げた際の低所得者対策として簡素な給付措置を実施し、10%への引き上げに際しては軽減税率の導入を目指すこととされました。軽減税率の導入についてどのように考えますか。以下より1つ選んでください。

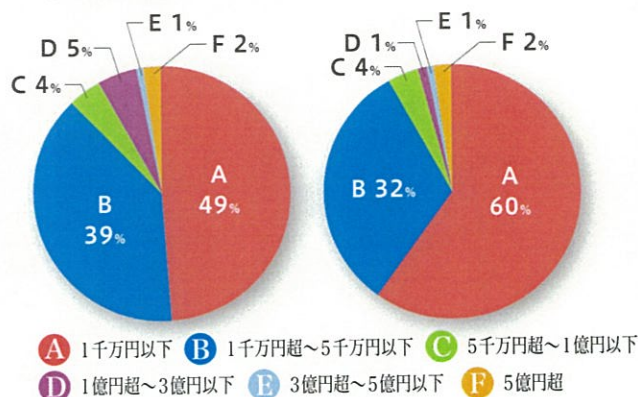
- A 消費税率10%引き上げ時に軽減税率を導入すべき
- B 消費税率10%引き上げ時に軽減税率ではなく、給付付き税額控除を導入すべき
- C 消費税率10%までは単一税率を維持し、低所得者には簡素な給付措置で対応すべき
- D わからない
- E その他



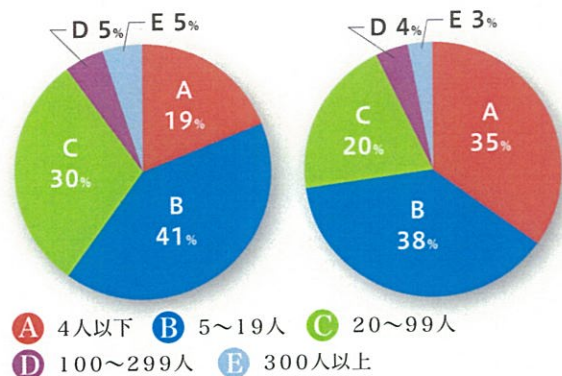
2. 主たる業種について



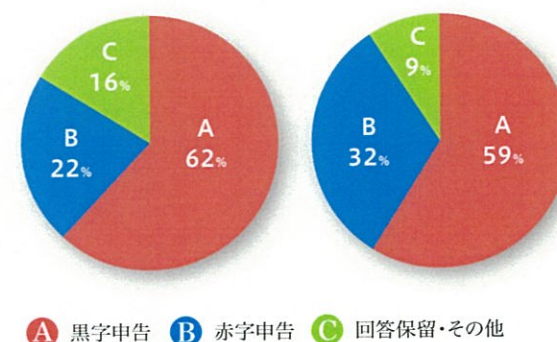
3. 資本金について



4. 従業員数について



5. 前事業年度の申告状況について



Ⅱ. 沖縄県法人会連合会の要望の概要

平成 25 年 6 月 6 日

「平成 26 年度 税制改正要望事項」について

謹啓 時下ますますご清祥のこととおよろこび申し上げます。

さて、掲題について、本会の要望事項を下記のとおり提出いたします。

謹白

記

経済の三要素は、家計、企業、政府である。

このうち企業は税収の基礎である課税利益を創出、政府と家計は社会的に必要な消費を行う。その企業の中核をなすものは法人であり、経済の活性化は法人の活性化がその要になると考える。法人の利益が納税により社会の福利に重要な貢献をする。

また、法人は法人の利益に対する法人税等を納税するとともに、消費税、源泉徴収所得税、個人住民税、固定資産税、酒税、自動車関係税等の主要な税について負担者又は徴収義務者等となっており、その額は国及び地方の全税収の 70%をはるかに越えているものと思われる。その法人の立場に立って税制改正に関する提言を行う。

「分かり易い税制と透明性、税の納得性」

所得・資産・消費のバランスのとれた税制、経済社会の変化と情報化時代に対応した簡素で、透明で、社会の活力を養い、国際的に通用し、競争力があり、納税者の納得のできる税制を確立すべきである。

税の簡素化と透明性は、税の制定、執行、使途の流れについてわかりやすく、納税者に納得できる説明をすることによって、納税者の信頼を高めることと理解されたい。

経済は進化、発展をしており既存の制度はその発展等に応じて柔軟に変化すべきであり、社会通念からかけ離れた税の制定や税の執行を改め、納税者が納得できる税の使途を実現すべきである。特定の歳出が既得権化することのないよう受益と負担の両面からバランスのとれた、社会が必要とする、無駄のない最小限の費用、即ち透明性のある公共サービスをまかなうための税制を構築して、社会や地域が活力を高める税環境の整備を図っていただきたい。

東日本大震災に係る復旧・復興に向けた支援策については、財政において対応することが第一であり、復興資金の財源確保のためにも、歳出の優先度の見直しを図り、無駄な歳出の見直しと削減を今こそ実現する時である。被災者を救済し、事業活動の回復を早期に図り、被災地救済のために適切な財政出動を速やかに実施する。

税は長期的に財政の健全化を支援すべき立場であり、また、現状において増税はデフレ状態を（流動性の縮小を通じて）更に悪化させるものである。臨時的な災害に対処するには常日頃の国家の備蓄（無い時は公債）によるべきである。増税（永久化）と災害対策（一時的対応）を混同して、災害の支援策を増税と取り違えてはならない。税制の抜本改革は今、絶対に必要であり、以下に述べるところであるが、それは平時の国家運営の安定と財政改革のためである。

1. 歳入・歳出 税制・財政

(1) 財政健全化 (構造問題)

①ここまで悪化した財政の内容と原因(責任)を明確にする

財政健全化を進めるための第一の道筋は、財政悪化の原因(責任)を明確に認識し、その上で、対処すべき方針を決めるべきである。

基本的には、不適切な支出が多く、無駄使いが過ぎたということである。

②現在の経済危機を脱し、景気を回復基調に乗せることを優先課題とし、長期的に財政の再建と社会保障費の改革を進めなければならない。

まず、需要不足を埋めてデフレを解消する方向で企業の強化と経済の活性化に注力し、長期的には、歳出削減計画(数年間)と適正な公債発行による歳出構造の改善による財源調達を主とし、安易な公債の発行であってはならない。規制緩和を進め、現状維持や旧態保全に改革の波を及ぼさねばならない。

③経済危機からの脱出対策は具体的かつ速やかに実施すること

企業はモノを売って利益を上げるために存在し、その目的のために人を雇う。企業や経済を強化し、成長させることが雇用政策である。

(1) 中小企業支援策は経営支援、雇用支援を中心に緊急に大幅に実施すること。

(2) 中小企業にとって負担過重となっている社会保険制度や雇用労働保険制度について時限的に負担軽減を図る制度を導入すること。

④日本の政治及び政治家の抜本的な改革の必要性

日本の政治(家)についても、早急で、適切な規模の改革投資を行う必要がある。

過去の巨額な国家債務、今回の震災の政治の意思決定の不適切さとタイミングの問題点を改めなければならない。日本の政治と政治家と現状、国会における審議、国家的危機への対応、責任感と自覚、適時、適切な指導力と説得力、国際的な評価、国会議員の人数等について、国民として納得のいかない点が多い。

⑤歳出削減を実行した後、増税を含め税制の抜本的改革を長期的展望を持って行う

税制は長期的な観点の下、税の目的と基本の確立を目指し、目先の人気取りのなものや一部優遇、一部配慮や少額で複雑な制度を廃止する。

⑥行政改革と財政改革は一体として推進すること

(1) 公務員制度の改革は急務である。まず定数縮減、次に給与等の見直しが必要。給与等は国民や住民が納得いく水準にすべきである。

(2) 国、地方に共通する議員定数の縮減とその報酬の見直し。これは欧米の制度を参考にすべきである。

(3) 国民福祉が国内において地域間格差が大きいのは受容できない。医療、教育、福祉等の最低限の保障制度を確立すべきである。

⑦仮に、消費税の増税があったとしても、先ず財政再建の財源にすべきである

①「改革とは白紙からの改革」

歳出の改革は歳出の削減であり、税金の使い方と用途の改善と節減である。歳入の改革は安定的な歳入を図るための経済の活性化による税制の抜本的改革である。

②基礎的財政収支の赤字半減・黒字化は経済の活性化による税の増収により

経済の活性化が税の増収をもたらすことを特に理解すべきである。

経済とは経国済民と言われ、稀少性の中で最善の政策によって、社会に最大の富と幸福を与えることである。

税率等を引き上げて税の増収を図るという安易な思考ではなく、経済の活発化と経済成長のために必要ならば税率を引下げてでも、企業の活性化を支援する政策によって、結果としての税の増収を図る工夫を真剣に行うべきである。

③経済の活性化は地域の活性化から

経済の活性化は机上からではなく、現場、地域から。

特に地域の活性化が日本経済の再生につながる。地域の活性化とは国民の自助自立の育成が根本であり、新しい産業の創出であり、雇用の増進である。我が国の経済の発展と社会と文化の安定を長年にわたり支えてきた中小企業の活性化を支援し、企業活力の維持と再生に留意した税制を構築することを強く要望する。

文化は歴史とともに地域社会や経済が支え、形成して来た我が国の物心両面の成果であり、技術、学問、芸術、道徳等の発展は上からの押し付けだけでは育成、継続できるものではなく、経済との両輪と考えるべきである。

④経済の活性化には規制緩和と中小企業の活性化が必要

⑤経済の活性化は法人税率の十分な引下げが必要

⑥経済の活性化は、外国よりも優位にある環境技術や資本の活用に集中する必要がある

⑦国債残高の計画的、継続的引き下げ

国債残高は財政収入を上回る歳出の超過によって招いた結果である。原因を明確に認識して、後世代のために国家債務の削減の道筋をつけるべきである。

⑧歳出削減は何故できないのか、責任を持って具体的に実行する。

政治家や公務員は、国の危機と認識しても自己に痛みのある改革は実行することは出来ない。国民の監視が必要である。

国家の課題が解決できないのは政治的指導力の不足が原因である。年金問題、官僚の天下り、無駄の多い公共事業、進まない地方分権、国家的成長…これらが長い間改革できないのは何故か。

- i 政治的優先事項の誤認
- ii 「あれも、これも」の要求を「あれか、これか」に変える指導力不足
- iii 国家財政に対する責任感の欠如
- iv 先送りによる物事の解決

それは国家財政のバランスをとることのできない政治家の指導力不足である。

⑨改革できない歳出に対して、国民が直接関与する新たな効率的な方策を研究すべきである。

特に地域の目から見た無駄遣いを監視することはより直接的、現場的な関心となる。納税者の納税のために歳出を見る、チェックする機能を納税者に与える。

(2) 社会保障費の財源確保**① 社会保障財源の悪化の原因の明確化**

現在、12兆円もの赤字国債が社会保障費の財源となっていると言われている。

社会保障費の財源改革は社会保障制度自体の改革であり、社会保障の自立性の問題である。税は勿論、他の依存によって社会保障の改革を行うべきものではない。

このように財源が悪化し、将来の設計が出来ない程になっている原因を明確に認識し、次世代の負担に対し、充分理解(納得)できる対処を明確にすべきである。

即ち、誤りを正して再出発する中での負担のあり方を決めるべきである。

② 社会保障給付費の今後のレベルの明確化

公的年金のあり方を検討し、現在の「賦課方式」の限界を認識する。そのために「積立方式」への変更を行うことを検討し、社会保障給付費の自立性を促進し、将来の中福祉、中負担の内容を明確にする。

中福祉のための中負担は社会保障自体の問題であり、税や他のものに依存するというのではない。それは社会保障自体が自立的に考えるべきである。

また、社会保障と雇用とは無関係で、雇用は雇用自体が考慮すべきである。

自立した社会保障制度の改革のためには、高福祉高負担の議論も行う必要がある。

③ 安定的財源の確保

諸条件を整備した上で、必要な安定財源を確保し、消費税率の引き上げを社会保障費の財源確保と組み合わせない方向で検討する。

安定的支出の固定化を図る制度を構築し、その後に財源の手当を行う。

財政は過去の誤りを認識した歳出削減を第一とし、臨時的には財政支出を充て、明確な制度設計の下で臨時的な税制による税収を充てることも検討する。

併せて社会保障制度の中にある無駄を徹底して排除する。

① 社会保障費と税制の一体改革の矛盾 (中・長期的課題)

社会保障と税の一体改革が、いたずらに社会保障費の拡大につながってはならない。社会保障費に適正な歯止めをかける改革に最低限、税も参画するのである。

現行の負担水準に合わせて、給付水準を見直す。日本はこれから人口構造の変化に直面する。財政安定、年金、医療はその最大のものである。社会保障改革を行わない財政改革や経済改革はない。財政危機は税と経済改革により解決すべきであり、社会保障の改革はそれ自体の改革であり、他に財源を求めるべきではない。

② 公的年金のあり方 (税方式、保険料方式)

現在の財政方式である「賦課方式」を改め「積立方式」へ変更する必要がある。

制度を改めた後の財源確保については、過渡的財政支援もやむを得ないが、先決すべきは制度の改革と将来への展望である。

③ 持続的な社会保障制度の確立

人口減少、少子高齢化に耐える制度を構築する。

いたずらに現行の「賦課方式」を維持しようとすることは将来の国家破綻を招き、解答のない解決を求めることであることを認識する。

④ 公平な世代間の受益と負担

平成25年4月の人口推計によれば、日本の全人口は127百万人である。そのうち選挙権のない19才以下の人口は22百万人、選挙権のある人口は104百万人となる。選挙権のある人口104百万人のうち、60才以上の人口は41百万人であり、選挙権人口の約39%である。

社会保障費は年金を始め高齢者の受益分が極めて大きい。

社会保障費の改革において、利害関係者とも言うべき高齢者に対して現役世代の意見(選挙権シェア)が十分に反映されていないと言わざるを得ない。

(3) 行財政改革の徹底

- ①ここまで悪化した財政の内容とその責任の所在を明確にする。
その上で対処する方針を決める。責任とは決定者の責任と受領者の責任(不当利得)である。

②無駄の削減の枠組

行財政改革のポイントは無駄の削減である。
行財政改革の枠組を税収に見合った、歳出とすることである。
例えば平成 25 年度一般会計予算(案)で示せば、

(1)国債発行は国債費の範囲内(枠内)とする。	現実と差														
<table border="1"> <tr> <td>国債発行</td> <td>22</td> <td>兆円</td> <td rowspan="4">= (2) 国債費と同額として、</td> <td rowspan="4">43兆円 (21兆円)</td> </tr> <tr> <td>税収</td> <td>43</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>税外収入</td> <td>4</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>歳入合計</td> <td>69</td> <td>兆円</td> </tr> </table>	国債発行	22	兆円	= (2) 国債費と同額として、	43兆円 (21兆円)	税収	43	〃	税外収入	4	〃	歳入合計	69	兆円	
国債発行	22	兆円	= (2) 国債費と同額として、			43兆円 (21兆円)									
税収	43	〃													
税外収入	4	〃													
歳入合計	69	兆円													

- (2)歳出の順序は次の通りとし、社会保障費確保のために無駄を削減する。

国債費	22	兆円	
交付金等	16	〃	
文教科学	5	〃	
公共事業	5	〃	
防衛	5	〃	
その他	9	〃	
社会保障費	7	〃	歳出合計 69兆円
			29兆円 (22兆円)

③歳出の削減

累積債務の原因は効果のない、国を弱体化させる無駄な支出にあったことは明らかである。歳入の枠内の歳出とするとともにその中で歳出の削減を実現する。

社会保障費の財源は、先ず社会保障の根本的改革を行ない、その不足分を歳出削減を柱とした改革により補填することの議論から始める。

④財政健全化への道筋、財政再建のヴィジョンを明確にする

税収が減少傾向の中で、1,000兆円とも言われている国家債務を税制等によってどう解決するか。

先ずは、現在の赤字と出血(歳出超過)を止めるべきである。

歳出、歳入の一体改革と趣旨は、歳入に見合った歳出である。歳出の改革は即ち、社会保障費、議員定数、公務員定数の削減である。また歳入改革については、その柱となる税の増収は経済の活性化による自然増によって図るべきである。

「例えば国民の納得を得てこういう風に、国家債務は1,000兆円である。歳出は公債支払20兆円(除く、利払)も含めて90兆円である。歳出を10兆円上記の項目で削減すれば80兆円である。歳入は公債発行を一切行わず税収で80兆円、その他で10兆円とする。その他は国債支払に充てる。税収80兆円は税制を改革し、簡素な税目(中・長期的課題②)を中心とする。国家債務1,000兆円は20年程度で解消する」

特に、現在の財政危機は、税収を越える無謀な歳出(支出効果を考えない支出)により招来されたものであることを銘記し、明確なビジョンの下、財政再建は先ず歳出削減(赤字を止める、止血)から着手し、目標年次を明確に定め、計画的な財政運営を行うことから始めるべきである。

①無駄の削減

現在まで累積された国家債務 1,000 兆円の原因は支出された資金が無駄な支出であったことの証拠である。この無駄の原因、内容を明確にし、解消計画を確立すべきである。

これは国民的課題であり、国民一人一人が認識して今後は有効な支出を行うとともに、累積債務の解消のための努力を行うべきである。

そのためには、次のような点の改革が必要と考えられる。

- (1) 累積された国家債務の原因と責任の明確化 (原因は無駄使いである。責任は支出を行った者である。)
- (2) 社会保障費の改革 (本当に有用で、国を維持する社会保障費について再考の必要がある。)
- (3) 歳出の大幅な改革のための公務員、政治家の員数削減 (No.1 の原因と責任の明確化)
- (4) 経済の回復と振興に資するための税制の再構築 (過去を反省し長期的視野に立って)
- (5) 国民負担のあり方としては小さな政府をめざす。

②分かり易い税制による財政再建

以上、財政再建の基本「歳出超過の改善、立法者及び行政者の責任、経済と企業の活性化、地域への支援等」を理解し実施した上で、簡素で低コストな税制を構築すべきである。

今や税法の抜本的改革が必要である。経済環境の変化と国家の問題を認識すべき時期である。

法人税と所得税と消費税について思い切った簡素化を発想すべきである。

例えば簡素な税制の考え方として概要を述べると次の通りである。

所得税については、所得に対して一律 10%の課税とし、計算方法の簡素化と徴税コストの低減と意欲の出る税制にする。

次に、法人税については、法人が個人を擬制にして規定されていることから、所得の有無による不公平をなくし、収益 (付加価値等) に一律 5%の課税とし、計算方法の簡素化と徴税コストの低減と公平な税制とする。

また、消費税については、国民の消費についてすべて一律 10%の課税とし、計算方法の簡素化と公平な税制とする。(国税関係)

③歳出、歳入のバランス感覚を明確にして、過去の債務分の公債発行は別として、必要な歳出の範囲での税収という認識を高めなければならない。

④他人の物を他人の為に使うという歯止めのない行為の対策

政治家から見て、税は他人の物 (国民が納めたもの) であり、自分のものでないため慎重な態度が欠ける。また、他人の為に使う (業界、福祉など) という行為は、自分にとって痛みのないものである。万年的な歳出超過の原因を明らかにし、それを断つ対策が必要である。

2. 経済

(1) 当面の景気対策、中小企業の活性化

① 真の雇用対策の理解

今の雇用政策、失業者を減らすために企業に雇用調整給付金を出し、仕事がなくとも企業に採用を要請したり、失業者に総花的に研修手当を与えるような方法では解決しない。

当面の景気対策は重要であり行なわねばならないが、併せて日本経済が過去 20 年間停滞してきた問題点を明らかにすべきである。その原因は結局、日本企業に対する社会的経済的環境が企業、特に中小企業の発展にブレーキをかけていることである。また企業が革新を行わず旧態依然の域を出ていないことである。

② 震災の復興と中小企業の活性化

雇用の改善は中小企業の活性化が最も重要なポイントである。数年間に渡る膨大な復興需要の中で中小企業の活性化による雇用の改善を位置づけ、中小企業の役割を明確にすべきである。

(2) 企業の国際競争力の強化

① 国際競争力と雇用

国際競争力の強化のためには、(1)輸出競争力を持つとともに、(2)国内への外国企業の誘致を図ることが必要である。輸出競争力は新製品の開発力であり、政府はそのための施策を充分に行う必要がある。併せて為替相場の効果的な管理も必要である。

また、外国企業の誘致については、国内の諸制度、効果的な資源の提供と競争力のある税率が必要である。

(3) 持続可能な経済成長

(中・長期的課題)

① デフレ不況の克服

1990 年代の不良債権問題、実質的な景気後退の 2000 年代、売上が上がらず、企業利益が下がり、雇用、賃金及び税収の落込というデフレギャップが解消できないのは政府の先送り政策(延命策)の誤りであり、デフレギャップの是正による産業の構造改革が必要である。

② 負の遺産の改善と新しい世代への引継

日本経済の低成長を解決するための議論と併せて、その議論の主体の変更が最も重要である。現存の旧態化した指導者、経営層が大幅に交代し、新しい 50 代未満の世代に重要な地位を譲り、過去の変革期におけるような活躍の場を人為的に与えるべきである。

③ 少子化対策と 30 代、40 代世代

現在の子ども手当支給制度を見直し、人口を維持するため、子どもを安心して生み育てることができるような世代に対する対策を求める。

④ 世代交代と新しい日本の構想

それは同時に、現在の 30 代、40 代世代に対して税制、財政の面で十分に支援し、将来が展望できる生活状態を保証することによって将来の日本を支え得る世代を育成するということである。

3. 国と地方のあり方と税制

(1) 三位一体の改革 (地方への税源委譲等)

① 安定的財源の確保

地方への税財源の移譲を拡大し、地方の安定財源を充実する。地方の歳入と歳出の乖離を埋めるために行われている地方交付税交付金については、財政需要の拡大を抑制できず、公共サービスによる受益と負担の関係が不明確であるため縮減の方向で再検討する。

(2) 地域間格差 (地方の法人課税等)

① 「離島特別控除の創設」

高速道路無料化等は、離島地域への格差を拡大させた。離島航空・船運賃への新たな助成と、小規模離島の出生、高校教育に係る経費の特別控除や、離島地域の法人税・所得税・消費税の税率引き下げるか、もしくは、離島特別控除を創設し、税負担の軽減を図るべきである。

(3) 中小企業の活性化と経済対策

地域における中小企業の活性化なくしては、地域の再生は望めない。
中小企業のニーズは自らの事業の持続と成長である。
即ち、単なる一過性の金融支援などではなく、中小企業の本業を支援できる体制を取ることが中小企業の活性化につながる。

(4) 地方分権の推進

(中・長期的課題)

① 道州制の導入

行政サービスの便益が及ぶ範囲に行政区域を再編(道州制)し、国と地方の役割分担を明確にする。
地方交付税を廃止し地方税の課税は、原則地方の自由とする。税の使途も地方の自主性を尊重し、地方の公共工事に国が干渉することは廃止すべきである。
国は、外交、防衛、警察、消防、義務教育、最低限の福祉等のナショナルミニマムを保障する役割を果たし、地方に干渉しない。

② 地域における自立経済の構築

地方における受益と負担の関係を明確化する。
財政運営の自己責任を徹底し、地方の自立を図る。
地域は国の救済等を期待せず、自立経済(経営)を構築する。

③ 地方財政問題

国と地方の役割分担の明確化と地方への権限委譲
地方公務員給与の適正化など地方行政のスリム化

4. 国税・地方税

(1) 法人税

① 法人税の実効税率を30%以下にすること

② 租税特別措置の定期的な見直し等を行うこと

<理由>

租税特別措置は、当面の産業、経済、社会的要請等から暫定的に設けられるべきものである。例えば、現下の経済から見れば、雇用の促進が経済社会の重点でありこの一点に集中することが社会の要請に従う。社会の必要性に速やかに対応して、その必要性の変化に応じて、速やかに見直し、廃止等すべきである。

従って最長期間を明確にし、例えば5年程度で廃止し、みだりに延長すべきではない。

③ 法人課税の適正化と配当所得への二重課税の廃止を行うこと

<理由>

イ 現行の法人課税の方式は、法人擬制説を基礎とし、法人の所得は結局配当されて所得税が公平に課税されるという想定のもとに全体（法人及び個人）の所得税が構成されている。従って、所得税の前払である法人税率が所得税負担を超えることは個人課税のアンバランスにつながり、所得税率以下に止める必要がある。

ロ 今、仮に最高税率の部分で、A（個人事業による所得）とB（法人形態事業を經由して得る配当所得）を比較すると、BがAを超えており、結局これは法人税率が高すぎるか又は配当所得に対して二重課税が行われているということになる。

A、個人事業所得の税率	最高 40%	(国税のみで計算)
	(この部分の税引手取額 60%)	
B、法人形態の実効税率	最高 53.23%	(国税のみで計算)

法人税額	$100 \times 28.05\%$	$= 28.05 \dots \dots$	(1)
配当所得	$100 - 28.05$	$= 71.95$	
所得税額	$71.95 \times 40.0\%$	$= 28.78$	
配当控除	$71.95 \times 5\%$	$= 3.60$	
所得税額	$28.78 - 3.60$	$= 25.18 \dots \dots$	(2)
合計税額	$28.05 + 25.18$	$= 53.23 \dots \dots$	(1) + (2)
		(この部分の税引手取額 46.77%)	

C、法人の場合の負担の重い額

$$B - A = 53.23\% - 40\% = 13.23\% \text{ (負担が重い)}$$

④ 剰余金の配当について損金算入を認めること

<理由>

上記②において、二重課税となっている配当所得について損金算入を認めると次のようになり、個人事業と法人形態の事業の実効税率が公平になる

B'、法人の改訂実効税率

法人税額	$100 - 100$	$= 0 \dots \dots$	(1)
配当所得	100		
所得税額	$100 \times 40.0\%$	$= 40.0 \dots \dots$	(2)
	(配当控除は認めない)		
合計税額	$0 + 40.0$	$= 40.0 \dots \dots$	(1) + (2)
		(この部分の手取額 60%)	

C'、負担の比較

$$B' (60\%) - A (60\%) = 0 \text{ (負担は同じ)}$$

⑤欠損金の繰越控除期間を15年以上とし、限度額を撤廃すること

<理由>

- イ 新規事業の立上げや業種転換及び不況時の企業リストラ等を収益で吸収するには時間と費用を要し、現在の9年間の繰越期間では不十分である。
- ロ 諸外国、特に英米等の繰越期間は無期限又は15年以上である。
- ハ 課税年度は人為的な区切りにすぎないものであり、その区切りによって計算の限度期間を設けることは正しくない。
繰越控除額を繰越控除前の所得金額の80%とすることは繰越控除の趣旨に反する。

⑥社会制度として存在する会社制度の中で、同族会社の名の下に差別的な取扱いである留保金課税を廃止すべきである。(法67)

<理由>

- イ 「留保した金額に課税する」という制度は、同一所得に2重に課税することであり、制度の廃止を検討すべきである。
- ロ 平成19年度改正により、中小企業の特定同族会社からの除外等、大幅に改善されたが、同族会社という制度自体の廃止を要望する。
- ハ 制度が変えられないとしても、内部留保金の拡充が必要である。

⑨不良債権の償却の弾力化と適正化

<理由>

貸倒損失の認定が経済実態と乖離しており、経済実態的な会計処理をした企業は有税償却を行わざるを得ない。

⑩交際費に対する課税を廃止すること(法61の4)

交際費の損金性を否定する租税特別措置としての現行の規定は、大幅に改善すべきである。

<理由>

- イ 交際費が企業収益の向上に資し、その結果納税に貢献していることは明白であり、これの損金性を否定することは法人税の加重、二重課税の問題も生じ所得税という法人の課税趣旨からしても問題である。
- ロ 業種により交際費の必要額に差異があり、交際費を多額に要する企業の法人税負担は他と比較して重くなる。(2倍~3倍程度の差が見られる)
- ハ 冗費、濫費等、本来、法人が負担すべきではない費用の抑制はその対象を明確にして、個別に検討すべきであり、交際費の名の下に一括すべきではない。
- ニ 個人事業(所得税)における交際費の取扱いと比較して法人は不利な扱いとなっている。
- ホ 定額控除限度額の資本金基準の2倍程度への引上げ。
昭和54年度の改正から33年間も経過しており引上げるべきである。
法人の資本金は当時と比較して約2倍となっている。

⑪退職給与引当金の損金算入(法55、令106)

<理由>

- イ 退職給与引当金は、労働協約等に基づき計上するものであり、債務の確実性が高く、会社法上も条件付債務として設定が義務づけられているものである。
- ロ 適正な費用の認識によって、毎期の所得計算を正確ならしめるものであって、この計上に限度枠を設けそれを更に縮減することは、費用収益対応の原則の趣旨からも妥当でない。
- ハ 債権者としての従業員の立場から見ても労働協約等により、債権として計上されるべき額が法人の負債として十分に計上されていないことは他の債権者との間に不公平を生ずる。
- ニ 給与等の上昇傾向及び勤続従業員の給付計算である点から見ても100%計上が過大計上となることはなく、限度枠を設ける合理的な理由にならない。

(以下省略)

Ⅲ. 新しい沖縄の振興

— 経済と産業の観点から —

「気運を掴み」、「時空を超えて」、「特色のある沖縄」を創りあげる

I. 新しい沖縄振興のイメージ	-----	1
II. 税の特例を超えた沖縄の振興	-----	41
III. 沖縄振興一括交付金の展望	-----	61
IV. 米軍基地分担金の公平な拠出	-----	81

沖縄には、今、気運・兆しというものを感じる。

情報通信（IT）関連産業の立地の増加、国際物流拠点の誕生、沖縄科学技術大学院大学の開学、低炭素島社会への展望、平和の島としての役割、、、、。これらを機会と将来の沖縄の可能性の実現のために努力すべきである。

（以下抜粋）

新しい沖縄(経済と産業)の振興のイメージ

— 沖縄の真の自立を達成する —

地方分権 (規制緩和)

道州制のイメージで全国の中の沖縄州
海外と特性で競争のできる全国各道州
各道州の特性のある経済的な特区

沖縄振興一括交付金 (全国に先鞭をつける)

全国のパイロットモデル
リーディング産業の育成、支援
投資目的と投資効果の計算

投資、雇用減税 (地域産業開発投資)

リーディング産業の雇用、投資支援
特定振興地区等の指定 観光、物流、
情報通信、自由貿易、金融特区など

米軍基地分担金等 (経済阻害貢献の公平な計算)

補助金でなく分担金
沖縄振興一括交付金への組入
或いは地方の森林や清浄な空気など
地方の負担をマーケットプライスで計算する

地震をはじめ国家的リスクへの対応を強化するために全国を道州に再編成し、ブロックごとに公平な制度を作り、ブロックごとの特性を生かし、それぞれの地域の発展を考えるべきである。そのブロックの一つとして沖縄州を考え、沖縄の特性として東アジアの産業の拠点、各道州ブロックのパイロットモデル等として位置付けるべきである。

国の権限、事務、税財源を整理し、これを道州に移譲することを検討し、それが将来の国家と地域の活性化のためになるならば、分散型社会を構想し、国家体制の再構築を図る必要がある。その中で、全国公平の精神をわきまえて、沖縄の可能性を追求すべきである。

I. 新しい沖縄振興のイメージ

(経済と産業の観点から)

平成 23 年 8 月 3 日
平成 23 年 6 月 30 日
平成 23 年 6 月 16 日

1. 総論「気運を掴み、時空を超えて、特色のある沖縄を作る」
2. 沖縄の可能性の実現のために発想をチェンジする
3. 真の自立のために沖縄のリーディング産業を作りあげる

1. 総論（「気運を掴み」、「時空を超えて」、「特色のある沖縄」）

(1) 沖縄は何で生きるか。次の 10 年は何を目指して勉勵するか。

自発的に税や基地の特例を返上し、自らのためと、他者のために、沖縄の可能性を実現するための努力をすべきである。沖縄の持つ固有の特性のある条件を自主的に、徹底的に活かして、経済と産業の概念等を広げて一国二制度的な発想をもって、将来のために沖縄のリーディング産業を構築すべきである。その時のキーワードは、「気運を掴み」、「時空を超えて」、「本土とは異質の世界」を創りあげるといふことである。

沖縄のリーディング産業とは、

観光産業
情報通信産業
国際物流拠点
自由貿易地域
金融特区
沖縄科学技術大学院大学
エコアイランド沖縄（低炭素島社会の実現）
人材創出育成産業
沖縄を創る建設業
平和の島として（国連等国际施設の誘致）

沖縄固有の条件とは、きわめて有利な社会的、経済的な条件である。

「人口増加率」、「年齢構成の若さ」、「歴史的経験の豊かさ」（統一、処分、戦場、他国支配）

「地理的位置の重要性」（米軍の選択）、「地理的位置の優位さ」（物流、交流、東アジアの中心）

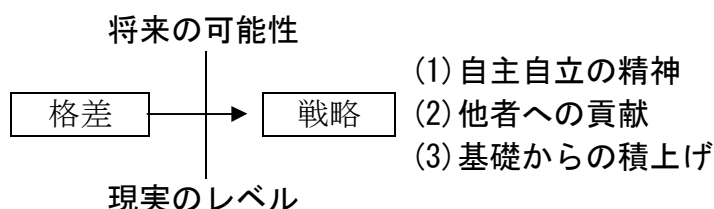
「気候条件の優位さ」、「長寿」、「エコアイランドとしての環境の優秀さ」

「平和指向」、「ユイマール、沖縄の心」、,,,,、併せて「特区」と「大学院大学」。

これらの固有の条件は全国一といっても過言ではなく、将来の経済及び産業の発展の大きな可能性となり、将来に向かって沖縄社会を充実させることができる。

(2) 枠組みとしての戦略

しかし、これらの将来の可能性と沖縄の現状との間には大きな乖離を感じる。可能性と現実の乖離を埋めるものは何か。それは戦略である。戦略とは何か、それは一人よがりでない話。(1) 自主自立の精神と(2) 他者への役立ちとそして(3) 基礎的なものの積上げである。沖縄が自主自立の精神を持って、沖縄のために、本土のために、世界のために何かで役に立つことが必須ということである。



(3) 米軍基地等分担金の公平な負担

この39年間に行われた沖縄振興策は、沖縄の社会資本の整備を着実に進展させたが、沖縄の歴史（琉球王国統一、島津侵攻、琉球処分、日米戦争の戦場、米国統治、本土復帰）の中で、基地の対価とも言える補助金を当然とした風潮、**沖縄の行わねばならない反省の39年間**でもある。この反省に立って、真の自主自立ができる今後の沖縄振興策を考えて行く必要がある。

米軍基地負担はその一つであるが、全国と比較して経済と産業の発達が遅れたことは明白である。そのため米軍基地の所在地域の負担を明確に計算し、米軍基地の所在地域に対して、全国は公平な分担金を負担すべきである。

地方は沖縄の基地のように或いは、見方を変えれば地方の森林や清浄な空気のように、中央の負担を当然のように担っていることが多い。また、地方で生まれた人材は中央へ進出し、中央での付加価値活動に従事するが中央はそのコスト負担に無関係のように装うことが多いがこれは不公平である。この不公平についてマーケットプライスで逆算して地方に還元すべきである。

(4) 投資目的の明確化と投資効果の正確な測定

加えて、今後の投資においては、長い目で見て**投資目的を明確にし、集中的で効率的な投資**を行う必要がある。そして当然のことではあるが、自他の資金を投入に行われる投資が、より効果的な投資となるための**投資効果の測定**も必要である。

(5) 絞り込みの必要

新しい沖縄の経済と産業について考え、記述すると不足するものがあると同時に、意味のない事業もまた多く含まれている。

重要なものに絞り込み、あるべき事項を選んで画く必要がある。

2. 沖縄の可能性の実現のために発想をチェンジする

1997年、中国は、英国から返還を受けた香港に対し一国二制度を認め、その結果、地理的、交易的な要所を得るとともに香港の現存する経済活動をはじめ大きな富を確保したとも言える。

その意味では沖縄の返還は、地理的要所を得るとともに経済活動拡大の拠点を得たとも言える。

その結果と効果は未だ芳しくないことは事実であるがこれを改め、地理的位置、歴史的経験、独特の文化を高度に活用し、沖縄の再発展(再返還)といった観点で経済振興を考える必要がある。

(経済産業の基礎となるもの)

沖縄の可能性を実現するためには、第一に**自主自立の精神が必要**であり、次に**沖縄のリーディング産業を明確にして、その育成・強化に勉励すべき**である。

従来の補助金などの特例を得て産業を育成するといった幻想(沖縄の反省の39年)を根本的に断ち切り、将来の禍の元になるような**依存心**は捨てるべきである。

かつて、台湾の国民党が沖縄に1兆円もの投資を打ち出したが、ノービザ制度の導入や航空機の乗り入れ、投資減税などの要求に対応できず、国際的に高い法人税や投資減税の不整備などもあって投資は未実現に終わった。

沖縄の特区はこのような場合に受入れのチャンスにできるものであり、固定的なものではなく、弾力性のある柔軟でなくてはならない。

(米軍基地の見返りの補助の返上)

沖縄の反省の39年、米軍基地の見返りに取り込むような補助ではなく、やはり**自主自立の一国二制度的発想**が必要だったのではないか。これからの10年をかけて、沖縄は今からそれを考える時期に来ていると思う。

節度ある基地の提供は日本国に属する沖縄の義務であり、長い目で見て沖縄の振興の上でも必要なものと考えますが、その対価的な補助金を得る程の規模は必要ではないことを明確にすべきである。

併せて米軍基地の負担を明確に計算し、全国的に公平の見地から当然の計算を行うべきと考える。

(今回の大震災の反省)

今回の大震災と原発事故による大きな反省は中央集中管理型の大量生産、大量消費の面の問題が大きいように思う。

このような中央集権型の大規模経済の中で、従来目指していたような形の沖縄の自立経済は望めず中央依存とならざるを得なかった。しかし、議論されてきて久しい地方主権や今回の震災への対処を見る時、地方分散型の自立的な経済が必要であることを裏付けている感が強い。沖縄は、今こそチャンスを生かして地域分散のモデルになるべきである。

(1) 外からの発想（外から見た沖縄という視点）

それは外から見た沖縄、沖縄の 39 年と東アジアを比較して見たとき、沖縄に欠けている**自主自立の精神**と沖縄を生かすための**一国二制度的な発想**である。

沖縄県産業振興公社の海外事務所の**活動報告会**に参加させていただいた。

上海事務所は今を中国ビジネス変革の年ととらえ、**台北事務所**は活況を呈する域内交流と大震災の義援金の報告、**香港事務所**は 22 年度 5 万人であった来沖観光客を新年度は 10 万人にしたいという目標、**タイ駐在所**はアンケートで沖縄観光の注目度が日本全地域の中で第 2 位だったなど、昨年と比較して沖縄の海外事務所の活動が一段と活発化していることは**確実**だと感じた。**外からの視点**に新鮮さと力強さを感じると同時に、県及び産業振興公社の一段の支援活動の必要性和沖縄企業の将来の可能性を強く感じた。

報告後の各所長との話合いの中で印象が強かったことは、海外の経済、産業のエネルギーとその困って来る所以である。

上海の沖縄事務所は今のところ点ではあるが、不断の努力と勉励によってその点を線へ、さらに面への拡大が望まれる。**台湾の経済成長率**は年 5%程度を維持し、対日感情もよく大震災において 180 億円もの義援金を贈られたが、日本政府の対応の不適切さを海外交流をキーとする我が沖縄としては誠に残念に感じた。700 万人の人口で 3,000 万人の観光客を集客する**香港**は、1997 年の復帰後の発展も著しく一国二制度 50 年間のうちで 14 年が経過している。また、約 20 年前にアジアのフォアドラゴンと称せられた**シンガポール**の外資導入、金融業務は、強烈、執拗とも言われるほどの誘致活動であったなど、**香港事務所**の報告を聴いてその**拡大と集中力**のすごさに驚いた。

沖縄事務所の活動と海外の活況を聴きながら、何かひっかかるものがあった。

東アジア諸国の経済産業の発展の中で、**沖縄は一体何をしてきたのか**。

復帰後の 39 年間は正しい沖縄振興の実行であったのか。それを受けた沖縄側の甘えの態度に問題があったのではないか。その 39 年をやり直すことはできないが、今後のために再考して見る必要があるのではないか。従来、行われてきた状況や制度を廃止し、180° 本土に転換することは正しかったのか、**10 兆円もの財政出動**に対して、沖縄はどれほどの効果をあげようとしたのか、香港のように一国二制度的な発想を行っていた方がコストも少なく、沖縄の経済と産業の自立的発展のプラスになったのではないか。

沖縄の真の自立のためには、経済、産業の自主自立が必要である。

そのためには、今まで行ってきたことの検証が必要である。これまで資金を投じたことも、そうでないことも、行ってきたことをその効果と意味、何が問題であったかを含めて振り返る必要がある。この 39 年間行ってきたことに対して、何も評価、又は反省せずに終ってはよくない。

(2) 「ない」ではなくて「ある」の発想（自主自立の精神とイノベーション）

ものづくり産業の振興と地域ブランドの形成ということに関して、集中力のない積上式の発想からは新しい産業の振興やブランドは生まれないのではないかと、いうことである。自主自立の精神による甘えや妥協のない挑戦が必要である。

（真のイノベーション）

一つの例は、資源が欠乏している沖縄における産業の観点からである。「島」には原料も資源もなかった。しかし「ない」ということで終わればそれで終わりだ。「ない」をもっと深く考える必要がある。地元「鉄」がない。50年前の沖縄の住宅はほとんど全てが木造であった。台風が来るたびに木造の建物は破壊され、その修理のために木材が必要となる。山林資源の乏しい沖縄では本土から移入する。木材商は、そうして商売は成り立ったが、沖縄の人々は毎年損をするだけで貧しくなるばかりだ。しかし沖縄には「何もない」と諦めてはそれで終わりである。「ある」という気持ちと発想が大切だ。その企業は台風で壊れない建物の需要は無限に「ある」のではないかと。沖縄には鉄筋コンクリートの建物の必要性が「ある」と考えた。その考えを実行し、鉄鉱石もない沖縄で製鉄業（電炉）を起こし今や全国の1%超のシェア、本土の電炉メーカーと遜色のない財務内容となっている。そして沖縄の建物は90%以上が鉄筋コンクリートとなって、台風の被害は少なくなった。結局、この企業は「ある」と考えた。「ない」で済ませばそれから先は何もなかったかもしれない。「ある」と判断し、それに挑戦した。それがイノベーションというものではなからうか。

（発想の転換、どうしても利益を出す）

もう一つの例は、再生中のある企業の決算検討会へ出席した。前年比較で見たところ、売上高140百万円増、広告費35百万円増で、経常利益は40百万円の増加であった。

飲料品の販売メーカーで、従来から散漫となりがちな広告費の節減を強く提言していた。ところが、今回は広告費の増加が売上高と経常利益の増加をもたらしている。売上高の増加分から広告費を中心に経費の効果と貢献度を分析していた。広告一件毎の売上と経費の効果分析が行われ、広告対売上効果の要約は数十行に及び、非効率支出の排除と効率支出の集中による直接費化と、併せて製品及びサービスの充実が行われていた。この売上高から経費を分析する発想には、単純な経費積上げ式の会計の盲点をつかれた感じがした。質に挑戦して経営努力を実になるものとする。企業の発展はこのような挑戦の積み重ねではないか。沖縄の企業は一般的には無駄が多く、無駄を省いた質を追求する利益志向に欠けている。利益に対する関心、発見が沖縄の経営者には必要である。

ものづくり産業に最も大切なことは、イノベーション（発想の転換）である。本県にとって将来可能性の高い、「観光産業」、「情報通信産業」、「物流拠点」、「自由貿易地域」、「金融特区」、「科学技術の振興」、「エコアイランド」、「平和の島」などについては一国二制度的な発想の下、自主、自立の精神で、本県の経済、産業の振興に取り組むべきである。

質を重視した自主自立と他者依存でない利益追求、他者貢献の精神こそ本当のイノベーションを生み出す最大の要素である。

(3) 沖縄のソフトパワー（自然、歴史、文化によって引きつける無形の魅力）

富川盛武先生著の「沖縄の発展とソフトパワー」を愛読させていただいている。そんな中、沖縄公庫の経済講演会で沖縄協会の清成忠男先生のご講演を聴いた。テーマは「沖縄の振興とソフトパワー」。ソフトパワーを強化してハードパワーに働きかけることにより、**二つのパワー**を統合、補強し、地域の発展を図るという趣旨であった。

ソフトパワーという概念は、多様で弾力的なものと思われるが、軍事力、政治力や経済力のように目に見える**ハードパワー**に対して目に見えないものである。伝統的な平和の拠点、文化的豊かさ、歴史的に交流の拠点という地政学的位置、多様な価値観の交錯、工芸品、建物、食文化、空と海、花など自然の豊かさ、ソフトパワーは他者を引きつける魅力となる。この沖縄型のソフトパワーを強化して沖縄の可能性を思い乍ら聴いていて楽しく、将来の地域づくりの基本だと感じた。

しかし現実には、ソフトパワーの働きに対し、沖縄に存在する、また外から来るハードパワーとのアンバランスがある。米国や日本の軍事力、政治力、経済力を通じて、復帰後 39 年間 15 兆円とも言われる政策需要と金融の支援など物的で巨額な目に見える力、ハードパワーが創生され来沖した観がある。

ところがその物的投資の活用と効果は、消化不足というか、経済的な力、ハードパワーともなり得ず計画されたところとは大きな較差があった。それに働きかけるべきソフトパワーも貧弱すぎた。パワーと言うなら、**先ず内なるものを消化し、そして外に開いて引き寄せる**ようなものでなければならない。

質疑の時間に質問した。「何故、これまで巨額の資金が投ぜられたのに内なるハードパワーが強化され、ソフトパワーが有効に働かなかったのでしょうか。今後、ソフトパワーは内及び外からのハードパワーにどのように働きかけるべきでしょうか。」といった趣旨のことを。

先生のご回答は、さすがに満足すべきものであった。

「物的に資金を投入したり、ハードとして存在するだけではダメだ。産業の集積、人材の育成、人脈の形成、魅力的で尊敬される政策、、、、それは例えば米国のダラスを中心とする航空運輸による内なる集積と外からの流入を受入れ混合して充実し、東方（欧州）、西方（アジア）、南方（中南米）へ向けて展開するダイナミックな動き、ソフトとハードの融合それがいい例だ。

それは、**航空運輸の拠点**を世界に向けて開き、外のを引きつける産業の集積と市場と人脈、その物流を消化できる魅力ある人材と文化、尊敬される政策の生きた見本ではないか。」と言われた。

沖縄の物流基地もそのような産業と人材と政策との集積をできる持続可能なソフトパワーの開発モデルを構想して、活性化し外から魅力ある地域と認識されなければならない。そして**ジョセフ・S・ナイの問題提起**(2004)「ソフトパワーとは他者から尊敬され引きつける魅力」を実現するために一貫した方向を工夫し、堅持すべきであると考えた。

(4) 税の特例の返上と沖縄の振興

沖縄の税の特例は、自発的に3年以内に返上すべきである。

国際的な経済競争上行う各国との税競争には、各国並とし遅れをとってはならない。しかし、**沖縄の自主自立**を考えると、沖縄だけの税の特例をいくら延長しても、沖縄の振興や格差是正の問題は、解決しないと思われる。税の特例そのものが沖縄の恥であり、振興遅れの原因でもあり、その継続、拡充、新設には時間的、制度的な限界もある。今後3年間程度で**完全に廃止**することを**沖縄から宣言**すべきであると考ええる。

そのため、今更とも思われるが、振興策の中における税の特例の位置を明確にし、実りのある**自主自立のための最後の振興策**、**一国二制度的な発想**を以って税の特例を廃止すべきであると考ええる。

(1. 廃止3項目)

2. 揮発油税等の軽減 (No.20 等へ吸収、代替)
5. 航空燃料税の減免等の特例 (No.6 等へ吸収、代替) → 2. へ吸収、代替
16. 電気安定供給支援制度の税の特例 (No.18 等へ吸収、代替)

(2. 税の特例も含めた沖縄振興制度の改善強化、一国二制度的な発想)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 6. 沖縄型環境共生観光推進制度の税の特例 7. 沖縄型特定免税税制度における税の特例 8.9. 情報通信産業の振興地域、特別地区における税の特例 11. 産業振興地域制度の拡充における税の特例 12. 自由貿易地域・特別自由貿易地域における税の特例 13. 金融業務特別地区における税の特例 18. 循環型社会の構築促進制度の新設における税の特例 20. エコアイランド特別区における税の特例 |
|--|

⇒ 3年程度
で廃止

「観光産業」、「情報通信産業」、「自由貿易地域」、「金融特区」、「循環型社会の構築」、「エコアイランド」、「平和の島」等の重点的な産業等の振興により格差の是正を図る。その内容を再検討し、制度が充分活用できるように改善拡充して、上記の産業の振興により格差を是正するために活用する。一国二制度的な発想が必要である。

(3. 企業、業界支援でなく全体的地域支援の中で実現すべきもの)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 酒税の軽減 |
|--|

⇒ 3年程度
で廃止

(4. その他沖縄振興制度として不相当と考えたもの13項目)

全国的な要望とすべきもの、類似策により要望を集約すべきもの、不要、過剰要望と考えられるものなど

税の特例は全国数拠点の特区とすべきであって、例えば一部の法人税減免など沖縄だけの特例は完全に廃すべきである。全国数拠点の特区における雇用、投資促進減税や国際競争上の法人税率等の外国諸国並み課税は必要であるが、沖縄だけの小さな税の減免を望んではならない。

(5) 研究開発及び教育関係への投資の拡大

2008 年の OECD の発表によると日本の公的支出に占める教育費は、28 カ国中最下位の対 GDP 比率 3.5%となったとのことである。

明治初年の政府予算に占める教育費が 40%を超えていた時代と比較すると余りにも変化が大である。

厳しい国際競争に打ち勝ちながら、まして芽生えつつある新しい産業の成長発展を促しながら、沖縄の成長発展を図るためにはそれを支える原動力となる技術開発、品質向上を図らねばならない。それを可能にするのは、高い教育と高度の研究活動である。変化する産業の中で成長産業を持たなければ衰退産業の雇用の確保もできない。

また、サステナビリティのある産業の構築を行うためには、(依存は長続きしない) ことを認識し、適正な競争と淘汰のある新鮮で活力のある産業社会を構築する。(沖縄社会の不平等、貧富の差) 不労所得者層と低賃金労働者を放置してはいけない。

3. 真の自立のために、沖縄のリーディング産業を作りあげる

沖縄の特性を生かした**沖縄型自立産業の構築**、それには沖縄のリーディング産業を想定し、その強化と充実を通して将来の可能性を実現することが最も合理的な方法である。沖縄県民の思いを実現し、沖縄の真の自主自立を達成するためにはその原点である沖縄の産業基盤を構築する必要がある。そのキーワードは、「**気運を掴み**」、「**時空を超えて**」、「**本土とは異質の世界**」沖縄のリーディング産業を創りあげるである。そして作りあげるものは、規模を追求する必要はないが、例え小さくても国際水準を達成するレベルでなければならない。グローバルな時代は仮に小さくとも拠点（ハブ）となるような心構えが必要である。

沖縄独自の発展の可能性を生かすために、沖縄独自の施策への転換が必要である。その施策の実行に当っては、沖縄だけの観点ではなく、広く日本の現状を打破する可能性と契機を有するものである必要がある。国への依存、県への依存等を極力廃止する制度改革を進めるとともに、地域が自らの課題に取り組み解決するという気概を持たなければならない。

そのために**沖縄振興一括交付金の有効活用**を行い**リーディング産業の育成**による経済効果を得るための方策を明確にすべきである。

この場合にも助成金は、スタートを支援するもの、一時的なもの、助成金を受取ることによる責務は永遠に消えないものと考えなければならない。

特区制度に対する**沖縄振興一括交付金による助成**に当っては、その目的が本県のリーディング産業の育成であることを念頭に置き、「**従来の使いにくい制度**」といった評価を改め、リーディング産業育成のための積極的、弾力的な「**使い易い制度**」とすべきである。

- ① 特区制度の入口の諸要件を使い易いものとする。
従来の法人格、資本金、投資額、雇用数等の厳格な要件を改め、投資設備、雇用事実、雇用効果等の計画に着目して制度を運用する。
- ② 沖縄振興一括交付金の交付に当っては、事前、事後における投資、雇用等に対する助成効果を計数的に明確にし、産業振興にとって効果のある助成とする。
- ③ 取得設備、雇用業種等の要件については、本県のリーディング産業の育成、強化であることを忘れることなく、投資等の効果を判定し、新規の変化を含め、活用の幅を広げ、厳定的でなく弾力的な運用とする。
- ④ 投資減税は原則として特別償却と投資税額控除とし、全国との税の公平性を保つために、法人税等の減免は行わない。また、設備の沖縄振興一括交付金は全部分については原則として圧縮記帳を行い、重複的な助成効果はもたらさない。

（どうすれば沖縄を強くできるか）

沖縄の経済産業の発展の要因である企業を強化することがその回答である。

どのような企業を強化するか。それは地域を牽引する、付加価値を創造するリーディング産業に附属する企業である。

(1) 観光産業（沖縄ブランド確立のための努力と奨励）

【イメージ】

観光特区の整備

- ・ 観光は移出産業、複合産業として育成
- ・ 自然的条件、地理的条件の特性を生かす
- ・ 新国際ターミナルの建設、那覇空港の増設
- ・ 心豊かな島と温暖な気候を生かす
- ・ 雇用、設備投資減税による支援
- ・ 歴史・文化的条件を生かす
- ・ 交流、交易の拠点、人材の育成支援
- ・ 沖縄振興一括交付金の活用
- ・ 都市の美化、清潔化、環境条件の整備
- ・ 米軍施設の集中の緩和
- ・ 東アジアの中心、地理的位置の活用
- ・ 観光資源の保護と環境の保全

目的：観光企業の誘致

- ・ 沖縄ディズニーランド等の誘致
- ・ 海外からの観光客、観光産業の誘致
- ・ 東アジアの経済圏の中の沖縄の認識
- ・ 外国人観光客の誘客と施設の充実
- ・ ウェルネス、シルバー産業の育成、誘致
- ・ 沖縄の各産業への波及による活力と魅力
- ・ 交流が新たな価値を生むことの循環

期待：地域の発展と繁栄

- ・ 沖縄自らの決定による観光経済圏
- ・ 沖縄の地域特性の活用と課題の克服
- ・ 東アジアの架け橋としての役割へ向けて
- ・ 自立した沖縄経済のための循環的な活動
- ・ 温暖な冬とアジア、世界との交流
- ・ 観光と医療、福祉、健康ビジネスの結びつき
- ・ 沖縄特産品のブランド化と広範囲な販売
- ・ 観光による気候条件を生かした農業の発展

【克服すべき課題】

- ① 特区制度の入口の諸要件を使い易くする。法人格、資本金、投資額、雇用数等の厳格な要件を改め、投資設備、雇用事実に着目して制度を運用する。
- ② 沖縄振興一括交付金の交付に当っては、事前、事後における投資等の助成効果等を計数的に明確にし、産業振興にとって効果のある助成とする。
- ③ 取得設備、雇用業種の範囲を新規登場のものを考慮し、限定的でなく、弾力化する。

観光産業は沖縄のリーディング産業である。「時空を超えて」人々を招くことができる。そのためには**沖縄ブランドの確立**が必要である。ブランドとは個々の商品を超えて、沖縄そのもののブランド化である。

今年6月の県内紙の記事に「数次ビザ沖縄1泊条件」の記事があった。中国人観光客向けの数次ビザ発給について外務省が1回目の来訪の際、沖縄県内で1泊以上滞在することを条件に加えた。これは沖縄観光にとって強力なインパクトである。中国人観光客のボリュームを考えると、中国人観光客の増加は明らかである。ホテルや観光施設は、事前に中国語をはじめ対応の体制を作りあげなければならない。

（観光産業は装置産業であること）

観光産業の経営とは適切な投資（施設と人）を行って内外からの人々を迎え満足してもらうことである。従って、投資などの事前準備が必要である。事前準備とは物的施設の充実と人材の育成である。観光資源はその上に成り立つ、そしてその観光資源もこのような投資によって生み、生かして行くことができる。

自ら努力して、観光資源（青い海と青い空という与えられたものだけでなく）の開拓が必要である。**地理的位置**（最強国米国の選んだ場所）、今までの**多彩な歴史**（統一、島津侵攻、琉球処分、戦場、米軍施政権、本土復帰）と数々の文化遺産、芸能などの全てを生かし切る必要がある。（京都などとの比較）

（付加価値の高い観光）

地域の活動は人から生まれる。最近の本県の観光客数は安定的に500万人を超えている。これは本県の持つ固有の観光資源と今までの施策の成果である。しかし、今一步の格上げが必要である。それは人による観光の付加価値の向上である。豊かな自然、特色のある歴史と文化、沖縄の持つ雰囲気、スポーツ、伝統芸能、医療ツーリズムなど、どれを取っても可能性に満ちている。

青い海と青い空に根ざした、併せて青い海と青い空がない時期でも付加価値のある魅力的沖縄観光ブランドの形成が期待される。何故、ローマや京都の観光地に人が集まるのかを考えて見る必要がある。それは物的なハードをいったものではなく、むしろ目に見えない何か、ソフトであることに気がつくべきである。

（美しい自然、観光資源は目の前に、足元にある）

世界を旅行すると、路端の野草すら美しい。ブーゲンビリア、ハイビスカス、デイゴ、アラマンダ、、、季節を問わず、世話をせずとも咲く沖縄の花は美しく、愛らしい筈である。ところが沖縄の路端は余りにも汚れている。ゴミや空き缶、センスのない看板やのぼり、それに電柱やそのはり紙までもが美観を損う。もし、ゴミや空き缶がなければ、少々の世話をすれば、、、このような沖縄の観光資源を大切にす日常的习惯が必要である。昔、沖縄の持っていた美の心が欠けつつある、沖縄の美的感覚を磨き、清潔感のある沖縄の観光資源を作りあげねばならない。

（脱価格競争の経営と人材の育成）

オフシーズンの沖縄観光の課題は、復帰以来の課題である。

この問題が未だに解決できないのは経営の問題である。

沖縄の目指す交流、物流の拠点とは、人の作り出す価値に人が集まり、その交流が地域を活性化させるのである。

(那覇空港の滑走路増設)

那覇空港を発着する便は時間的な制約もあって過密状態である。

空港は玄関口であり、人流と物流の要である。

従って、空港の能力によって沖縄の経済及び社会的な活動は制約を受けることになる。将来の発展を考えた場合、現在の2倍程度の滑走路の拡張は当然のことであり、これは大きな課題の一つである。一千万人の観光客といえども玄関口の制約のもとにある。

(新国際線旅客ターミナルの建設)

現在の国際線は復帰後39年間、改修及び拡張されることなく現在まで時を経ている。

観光立県を唱え、東アジア及び世界へ開く沖縄の空の港としては貧弱極まりない。東アジアの人流、物流の中心となるにふさわしい国際空港ターミナルを整備すべきである。併せて国内空港ターミナルの拡張整備も必要である。

(カボタージュ制の改善)

自国沿岸の航海貿易の自国船舶の制限を緩和し、自由化へ向けた努力が必要である。

(医療ツーリズムの促進)

外国人又は外国人観光客に対応できる医療機関、医療体制づくりを進めるとともに、医療通訳者の育成、医療関係者、宿泊業関係者等の外国人対応力を強化する。全国の多くの医療機関で経営問題が表面化しており、甘い世界である筈はなく、市場メカニズムによる競争のきいた強固なシステムを構築する必要がある。

(ディズニーランド等の誘致)

本土、世界の集客力のあるテーマパークの沖縄版（小型版）や人気の高いミュージカル等を誘致することを検討する必要がある。

(2) 情報通信産業

【イメージ】

情報通信特区の整備

- ・ 通信インフラに対する助成制度
- ・ ビジネス環境づくりの通信インフラの整備
- ・ 対象業務及び適用の弾力化、使い易さ
- ・ 振興地域の広域化
- ・ 沖縄振興一括交付金の活用
- ・ 対象投資重視の人的、物的投資減税
- ・ 人材の育成確保と育成、助成
- ・ 高速、大容量、低価格の通信回線使用料の低減

目的：情報通信関連企業の誘致

- ・ 立地メリットの充実とアピール
- ・ 誘致に値する準備体制
- ・ クラウドセンター・サーバーファームの可能性
- ・ 開発環境の整備
- ・ 企業と人材の誘致
- ・ IT教育の充実と高度な人材の育成
- ・ 通信インフラの整備
- ・ 相乗効果のある誘致

期待：地域の発展と繁栄

- ・ 金融、物流、観光との連動
- ・ 沖縄の地域特性の活用と課題の克服
- ・ 他産業への波及と循環

【克服すべき課題】

- ① 特区制度の入口の諸要件を使い易くする。法人格、資本金、投資額、雇用数等の厳格な要件を改め、投資設備、雇用事実に着目して制度を運用する。
- ② 沖縄振興一括交付金の交付に当っては、事前、事後における投資等の助成効果等を計数的に明確にし、産業振興にとって効果のある助成とする。
- ③ 取得設備、雇用業種の範囲を新規登場のものを考慮し、限定的でなく、弾力化する。
- ④ 距離の壁を超えるということは競争者は無限ということになり、沖縄の特色を考える必要がある。

情報通信産業は「時空を超えて」情報を送受することができる。

陸路で本土と往来できない本県の島しょ性と距離のハンディを超えるために情報通信産業を充実させ、その集積地とする必要がある。

（情報通信産業の優位性）

情報通信産業とは時空を超える産業の最たるものである。

本土と沖縄を結ぶ大容量総全長 1,100 キロの**光海底ケーブル**は、沖縄の情報通信産業の基盤として沖縄の情報通信産業の発展に寄与するとともに、将来の東南アジアのケーブルのハブとして本土へ発信する可能性もある。

遠隔操作、分散調整、在宅業務、顧客、技術情報、企業価値向上、、、、等の知的経営資源、その範囲の広さと可能性は無限である。

本県の島しょ性の持つデメリットを克服する情報通信産業の育成と充実により、本県の優位性を確立する。

（情報通信（IT）関連企業立地）

6月の県内紙の報道によると2010年11月現在のIT関連産業累計立地数が216社、雇用者数2万212人と県情報産業振興課でまとめられている。また、東日本大震災によるリスク分散や効率化の観点から情報関連部門を県内に移す動きも広がっている。

首都圏に比べて割安な物件費や人件費が県内立地の魅力。若い世代の求職者が豊富なことも、企業の進出を後押ししているとのことであり、県はこれらをチャンスととらえ、立地に結びつけ業種に応じた高度なIT人材の育成事業と合わせ、企業誘致に取り組む方針とのことである。

（誘致活動、受入体制の充実、受入成果による再誘致）

企業誘致の促進について、本県の立地の優位性、将来性などにより具体的に、関連させてまとめる必要がある。

- （1）本県だからこそできる可能性と展望
- （2）情報通信環境の現状と今後の整備
- （3）誘致活動が奏功するような仕組み作り、考え方
- （4）受入体制の整備と課題の明確化
- （5）人材の誘致、人材の育成の方法、あり方

「誘致」、「受入」、「成果」、「再誘致」のサイクルが行わなければならない。

（安定かつ質の高い情報通信環境の維持）

情報通信関連産業の集積・高度化に必要な基盤の整備については、アジアのITビジネスの進展や技術革新、新たなサービスモデル等、次代を見据えた企業立地環境・支援機能の整備を図り、民間企業の立地や投資を促進する。

(3) 国際物流拠点

【イメージ】

物流特区とは何か

- ・ 航空着陸料等の周辺国並み軽減
- ・ 国際物流拠点、航空ネットワークの形成
- ・ 国際貨物ハブ事業の促進
- ・ 東アジア向け航空貨物拠点の促進
- ・ 人材の育成、支援
- ・ 那覇空港滑走路増設
- ・ 物流関連投資への沖縄振興一括交付金
- ・ 雇用、設備投資減税による支援

目的：物流関連企業の誘致

- ・ 臨空型企業の誘致の為の施策
- ・ 県産品の販路拡大
- ・ 海外航空会社の就航誘致
- ・ 東アジアにおける沖縄ブランドの浸透
- ・ 国際物流従業者の教育訓練
- ・ 雇用促進の支援

期待：地域の発展と繁栄

- ・ 他産業との連動、波及と循環
- ・ 沖縄地域の活性化とレベルの向上
- ・ 沖縄経済の自立に向けた活動
- ・ 沖縄の地域特性の活用と課題の克服

【克服すべき課題】

- ① 特区制度の入口の諸要件を使い易くする。法人格、資本金、投資額、雇用数等の厳格な要件を改め、投資設備、雇用事実に着目して制度を運用する。
- ② 沖縄振興一括交付金の交付に当っては、事前、事後における投資等の助成効果等を計数的に明確にし、産業振興にとって効果のある助成とする。
- ③ 取得設備、雇用業種の範囲を新規登場のものを考慮し、限定的でなく、弾力化する。

航空路線は「時空を超えて」人や物を輸送する。

それはまるで「道路」のようなものである。「道路」が作られると人が行きかい、物が流れることがだんだんと盛んになる。航空及び海上の輸送は、経済発展の先行インフラであると認識し、その充実と拡充を図るべきである。

海外との経済競争上、航空機の着陸料等の利用料を周辺国並みとするなど競争上のハンディを排除し、沖縄における空港の競争力を維持する努力をする必要がある。同時に空港の滑走路の拡張や施設の充実なども欠くことはできない。

（国際物流基地沖縄の展望）

東アジアの中心的位置になる地理的条件を生かし、物流拠点として、本土及び東アジアの航空貨物を取り込むための体制の構築を積極的に進めるべきである。体制の構築とは航空会社の東アジア国際物流貨物基地構想に呼応して滑走路の増設、新国際線ターミナルの建設、県産品の充実、緊急物資等の備蓄機能、人材の育成を行う。

沖縄を国際物流拠点として形成促進して行くためのインフラ整備のイメージと必要なノウハウについて現状との格差を明確にし、その実現への課題を述べるべきである。

- （１）基本的な考え方とイメージ
- （２）現状認識の明確化と将来の展望
- （３）具体的な内容の説明、例示
- （４）実現するための施策等、課題
- （５）全県的な方向認識

などを述べて「キーワード」のイメージ化、具体化を図ることが必要である。

（国際物流基地構想の発展と充実）

貨物物流拠点の誕生、事業開始以来、国際貨物量の増加も見られ、県産品の輸出額も増加している。国際物流拠点を核とした貿易の振興に向けた戦略を協働で構築するとともに、県内事業者等に対し、マーケティング調査、アジア向け商品の開発、ビジネスマッチング、プロモーション、契約手続までの一貫した支援を推進するなど、県産品の海外販路拡大を促進する。

沖縄に集まる国際貨物の加工や検査、包装など物流過程の中で産業を起こし、輸送に伴う関連サービスの開拓など、中継地としての特性を生かしたビジネスの可能性も拡大する。

目標とする「国際物流経済特区」のイメージと現状の比較が必要であり、イメージへの努力、施策を明らかにし、格差是正の必要性を記述すべきである。

例えばダラス、デンバー等の状況とそれらのレベルと比較した格差、不足の明確化と、目標到達のための道程、可能性の検討が望まれる。

（沖縄の物流価格の一側面）

沖縄の魚、野菜、果物は日本一高い。そしてそれらの消費は日本一少ないと物流関係の委員が発言された。

これは沖縄の物流が片道航路ということや物流価格は航空機材の小型化や航空会社の競争関係によっても影響を受けるようだ。そして県民生活にも沖縄へ来られる観光客にも影響を与える。

これらは沖縄の離島性であり、制度的に支援する必要がある。

(4) 自由貿易地域

【イメージ】

自由貿易地域の整備

- ・ 目的に沿った使い易い制度、地域の広域化
- ・ 沖縄振興一括交付金の活用
- ・ 対象投資重視の人的、物的投資減税
- ・ 関連助成制度の充実
- ・ 人材の育成、支援

目的：自由貿易地域関連企業の誘致

- ・ 人材の育成確保
- ・ 立地やメリットの充実とアピール
- ・ 開発環境の整備
- ・ 誘致活動と誘致メリットの充実

期待：地域の発展と繁栄

- ・ 沖縄の地域特性の活用と課題の克服
- ・ 他産業との連動、波及と循環

【克服すべき課題】

- ① 特区制度の入口の諸要件を使い易くする。法人格、資本金、投資額、雇用数等の厳格な要件を改め、投資設備、雇用事実に着目して制度を運用する。
- ② 沖縄振興一括交付金の交付に当っては、事前、事後における投資等の助成効果等を計数的に明確にし、産業振興にとって効果のある助成とする。
- ③ 取得設備、雇用業種の範囲を新規登場のものを考慮し、限定的でなく、弾力化する。

1997年6月 県の「産業・経済の振興と規則緩和委員会」（田中直毅委員長）において地域限定型のフリートレードゾーン（FTZ）として、全県 FTZ が提案された。

その最終報告で2001年を目途に次の二本を柱とする提案がされた。

- ① 沖縄全県の輸入問題や IQ 枠の撤廃、輸入手続の簡素化をめざし、我が国初めての「全県フリーゾーン」の実現
- ② 沖縄への投資企業の投資減税

これは将来を見据え、時代を先取りした補助金型ではなく、制度支援型によって沖縄の自立を促す「全島 FTZ 型」であるといえる。（平良朝男著 日本の一国二制度 1998年3月 本の泉社刊）

現実には、上記の構想とは及びもつかない数ヶ所の自由貿易地区と同地区に立地している一定規模以上の企業の法人税等の軽減にすぎない極めて限定された活用の状況にある。

一国二制度的な発想の下、補助金型ではなく制度支援による自主自立によって沖縄の自立を促す全県フリーゾーンの実現が必要である。

(5) 金融特区

【達成すべきイメージ】

金融特区の整備



- ・ 振興地域の広域化
- ・ ビジネスの環境の整備
- ・ 投資、金融基盤、人材の充実
- ・ 対象投資重視の人的、物的な投資減税
- ・ 業種の適用の弾力化、使い易さ
- ・ 先進的なインフラ整備
- ・ 通信基盤の充実、低料金での通信回線使用
- ・ 沖縄振興一括交付金の活用

目的：金融関連企業の誘致



- ・ 立地メリットの充実とアピール
- ・ 特区の活用による進出企業の採算性
- ・ 地元金融機関の経営革新
- ・ 人材育成、確保、人材供給
- ・ 銀行の間接金融の克服と直接金融
- ・ リゾート、物流、情報との共働

期待：地域の繁栄

- ・ 環境破壊を起こさない産業
- ・ 気候、文化、歴史等の特性の有効化
- ・ 人的資源の充実によるレベルの高い社会

【克服すべき課題】

- ① 特区制度の入口の諸要件を使い易くする。法人格、資本金、投資額、雇用数等の厳格な要件を改め、投資設備、雇用事実に着目して制度を運用する。
- ② 沖縄振興一括交付金の交付に当っては、事前、事後における投資等の助成効果等を計数的に明確にし、産業振興にとって効果のある助成とする。
- ③ 取得設備、雇用業種の範囲を新規登場のものを考慮し、限定的でなく、弾力化する。

名護市の金融特区を具体化させるには、現在の日本の金融市場や金融ビジネスで足りない点を考え、そこへ特区機能をどう落とし込むか、沖縄の特性をどう生かすか。中小企業金融の活性化のために信託を使ったファンドによる「疑似資本貸出」、ファンドへの資金提供者は全国の「富裕個人投資家層」を想定し、高齢者の特区への移住の促進、利子、配当、譲渡益などの特区内の優遇措置、医療や介護ビジネス、沖縄の物価、人情、気候、日本語、英語の有利性、補助金依存からの脱却と自立的な発展の気風の養成、沖縄観光のメリットを生かし、商品設計次第では巨額の資本が集まる可能性がある。

(RP テック社長 倉都康之氏や野村総合研究所資本市場研究室長の大崎貞和氏が述べておられる。2004年3月19日、21日付琉球新報)

(収益性のある魅力的なビジネス)

沖縄という特性を生かした魅力的な金融サービスを金融特区で見出せなければ企業は立地しない。

(金融特区の目的)

金融関連産業を集積させ金融業務の新たな展開を支援する拠点の形成を通じて、雇用の拡大と人材育成により地域の活性化を図ることである。

(目指すべき対象の明確化)

目指すべき対象を明確化する。但し単なる夢物語でない。実現可能な、地域にとって必要なものを目指す。

国内唯一なんてのは目指さない方がよい。どこだってそこの為に必要なのだ。道州制規模程度のものかパイロットモデル程度でいいのではないか。

又は日本全体の税制を変える。変えないなら平等な特区を設ける。

(6) 科学技術の振興と知的産業クラスターの形成

【イメージ】

科学技術特区の整備

- ・ 目的に沿った使い易い制度、地域の広域化
- ・ 沖縄振興一括交付金の活用
- ・ 対象投資重視の人的、物的投資減税
- ・ 関連助成制度の充実
- ・ 人材の育成、支援

目的：科学技術関連企業の誘致

- ・ 人材の育成確保
- ・ 立地やメリットの充実とアピール
- ・ 開発環境の整備
- ・ 研究成果の実用化

期待：地域の発展と繁栄

- ・ 他産業との連動、波及と循環
- ・ 沖縄の地域特性の活用と課題の克服
- ・ 沖縄地域の活性化とレベルの向上

【克服すべき課題】

- ① 特区制度の入口の諸要件を使い易くする。法人格、資本金、投資額、雇用数等の厳格な要件を改め、投資設備、雇用事実に着目して制度を運用する。
- ② 沖縄振興一括交付金の交付に当っては、事前、事後における投資等の助成効果等を計数的に明確にし、産業振興にとって効果のある助成とする。
- ③ 取得設備、雇用業種の範囲を新規登場のものを考慮し、限定的でなく、弾力化する。

世界最高水準の教育と研究活動を通じて、沖縄の自立的発展と世界の科学技術の発展に寄与する。

沖縄科学技術大学院大学の開学が迫っている。

2001年の設立構想を受けて設立準備期間である沖縄科学技術研究基盤整備機構は施設の建設という使命を終え2011年秋には新しい当校法人が誕生する。

同大学院は世界最高水準の科学技術の研究機関として数百億円もの国家予算の支援を受けて建設され、政府の資金提供のもと自主性と運営の柔軟性を保持した研究活動が始められつつある。最先端の研究開発の施設の整備につれて、国内、国外から優れた研究者・科学者及び研究機関等の誘致が行われるとともに、本県が先端的頭脳集積地域として発展していく可能性が現実のものとなりつつある。

その業務的側面のコンセプトとしては、日本の大学の国際競争力を強化するために、アジア、太平洋地域における科学者のネットワークの中心地として発展しながら、世界のトップクラスの大学や研究機関と連携して、神経科学、化学分子科学、数学計算科学、物質科学、環境生態学について、研究協力や共同研究を行うこととされ、また企業との共同研究や研究成果の産業化に取り組み、企業を誘致することで知的・産業クラスターを形成するとされている。

このような沖縄科学技術大学院大学を核に、その優れた研究開発成果を共有する研究ネットワークの構築や企業化のための内外からの民間投資も期待される。これらを10年単位の展望の中で、新事業、新産業の創出の可能性を追求し、本県の経済と産業の発展につなげることが期待できる。

(知の拠点を目指すための努力)

現在沖縄科学技術大学院大学と沖縄既存の大学、研究施設の格差は余りにも大きい。しかし乍ら、その格差を埋めるための努力、中間に位置すべき機関の育成、裾野としての産業、企業の育成を行うならば、頂としての高さを持つ優位性を生かして研究開発の活性化を図ることができると思われる。

快適な生活環境を整備、確保すれば、世界中からの優秀の頭脳を集めることも優位な地域となる。

(6) エコアイランド沖縄（低炭素島社会の実現）

【イメージ】

エコアイランド特区の整備

- ・ 目的に沿った使い易い制度、地域の広域化
- ・ 沖縄振興一括交付金の活用
- ・ 対象投資重視の人的、物的投資減税
- ・ クリーンエネルギー研究、開発、育成の助成
- ・ 関連助成制度の充実
- ・ 低炭素社会のモデル地域、拠点

目的：エコアイランド関連企業の誘致

- ・ 人材の育成確保
- ・ 立地やメリットの充実とアピール
- ・ 開発環境の整備

期待：地域の発展と繁栄

- ・ 他産業との連動、波及と循環
- ・ 沖縄の地域特性と課題の克服

【克服すべき課題】

- ① 特区制度の入口の諸要件を使い易くする。法人格、資本金、投資額、雇用数等の厳格な要件を改め、投資設備、雇用事実に着目して制度を運用する。
- ② 沖縄振興一括交付金の交付に当っては、事前、事後における投資等の助成効果等を計数的に明確にし、産業振興にとって効果のある助成とする。
- ③ 取得設備、雇用業種の範囲を新規登場のものを考慮し、限定的でなく、弾力化する。

「本土とは異質の世界」を沖縄に創造する必要がある。

この章の全体的な構想、イメージを的確に表現している「キーワード」は**エコアイランド沖縄**であると思う。この言葉の表題として、その内容を例示的、具体的に、基本的考え方を述べたい。

原子力発電のない本県の環境負荷を低減するために、クリーンエネルギーの普及とコスト低減化に取り組む。世界一エネルギー負荷の少ない島**エコアイランド沖縄**を目指すため、太陽光発電や風力発電、波力発電などクリーンエネルギーの導入の拡大に取り組む必要がある。

沖縄の将来性、今後の可能性を考えればこのような資源節約的で、再生産、持続可能な産業を育成する必要がある。

考え方の構成としては、

- (1) 基本的な考え方とイメージ
- (2) 本県だからこそその可能性
- (3) 明確な現状認識
- (4) 具体的な内容の説明、例示
- (5) 将来の豊かな展望
- (6) 実現するための戦略

(クリーンエネルギー)

最近の新聞記事を見ると沖縄の可能性を感じる記事が多い。5月22日の県内紙の記事によれば2010年度の環境省調査の再生可能エネルギーの利用可能性の記事の中で沖縄の風力発電の優位性が載っている。県土面積に占める割合で比較すると全国一ということだ。

沖縄電力の原発研究の記事も出ていたが、**再生可能エネルギーの導入**こそ沖縄電力の取組むべき課題だと思う。沖縄の将来の可能性の追求という点からは全県及び全県民で取組むべき課題ではなからうか。

クリーンエネルギーといえば、沖縄における電気自動車の導入と拡大がある。「電気自動車・市場を制する小企業群」(村沢義久著 2010年8月 毎日新聞社刊)や「自動車新世紀・勝者の条件」(2009年10月日本経済新聞社編)を読むと電気自動車のブレークが目前にせまっている感じがする。

(電気自動車)

自動車産業界に歴史的な地殻変動が起こっている。

20世紀は自動車と石油の世紀だった。

自動車も石油も都市生活とグローバリゼーションの大動脈になり、石油を大量に使うことは進歩や文明の象徴と称賛された時期もあった。だが、それらは同時に、地球上で発生した大きな問題の原因にもなっていた。大気汚染、酸性雨、地球温暖化……など地球を滅亡に導く原因である。

実際、100年続いた自動車、石油を頂点とする産業秩序は世界的な経済危機とともに崩れようとしている。2009年6月のGM破綻、しかし、21世紀も自動車は残る。だが、それはこれまでとは全く違うものになるはずだ。まず石油を精製してできるガソリンは走行時には温暖化ガスである二酸化炭素(CO²)を排出しない電池に置き換えられていくだろう。

(7) 人材創出育成産業

ここは「**本土とは異質の世界**」である。

自主、自立こそ沖縄の人的資源を有効に生かす方法である。特例の延長は人材、企業の弱体化を招いている。大震災に対する当面は人的受皿として、将来は交易、交流の中継点としての活躍が期待される。

沖縄の将来の可能性は高い出生率と低い平均年齢、そして長寿による人材の育成と供給にある。人的資源及び環境が全国の中で圧倒的に有利である。

沖縄の人口構成の特色は「**若さ**」である。

高齢化、少子化が進む日本の中で平均年齢は 39.1 歳（全国平均 43.3 歳）と最高齢の秋田県と比較して 8 歳も若く（2006 年総務省公表）、出生率は 13.2%（全国平均 8.5%）と最少の秋田県の 6.4%の倍以上もある。

人材の育成は本県の強みであり発展の可能性である。

併せて沖縄の県民性の特色を生かす必要がある。日本の最南端に位置し、明朗で、明日のことを気にしない大らかさ、ユイマール精神等に代表される**沖縄の心**に支えられた相互扶助の精神は心豊かで、安心な人格を本来的に育てている。

(8) 沖縄を創る建設業

建設業は沖縄を創る、「**本土とは異質の世界**」を創る気概が必要である。

沖縄の建設業は数も多く、裾野も広い。しかし整理が不十分である。整理とは明確なフレームワークの確立である。県土の開発の方向、建設再投資の見積、建設業の目的と役割等に基づく適正な業者数などを算出し、余剰の人員の吸収、活用の分野を明確にすることである。

当面の活動領域としては大震災による工場破壊、海外を含めた工場等事業拠点の移動に対応した需要の充足と人材の提供が必要である。

近い将来を考えると、米軍基地の縮小は必然の流れである。その時、返還された広大な基地跡地にどのような施設を造るかということは沖縄の将来の発展にとって重大な課題である。沖縄県の誘致活動と進出する本土・海外の企業の需要に応え、米軍から返還された跡地を経済成長に結びつけることこそ将来の可能性の追求である。基地がないと沖縄は食べていけない。このような発想のもとに行われる建設の時代は過去のものとなったのである。基地の解放こそ沖縄にとっての大きな恩恵とならなければならない。

広い視野をもって沖縄の建設業を再生する必要がある。

(9) 平和の島として（国連施設の誘致）

沖縄の歴史的な経験は、「本土とは異質の世界」を創る。ここを平和の島とすることである。

アジアと世界の平和は米国軍だけでは守って行けない。

アジアではほとんど見られない、**国連施設の誘致**を図るべきである。

本県は前の大戦の激戦地となり、多数の犠牲者を生んだ。

その犠牲者の魂を鎮め、世界平和をアピールし、平和に貢献しなければならない。

日本有数の中国研究家から**中国の歴史認識の現状**は、春秋時代ときいたことがある。**春秋時代**とは B. C. 770 年～B. E. 403 年頃の周王室は衰退、諸侯は覇を競いあった激動の世界である。特に春秋の五覇者と称せられる、斉、晋、宋、秦、楚は周王室を裁き天下に号令しようとした。

中国の現段階の歴史認識は「春秋」であり、周王室とは「国連」ときいた。

アジア、特に東アジアは世界最大の**緊張地帯**の一つである。米国軍だけで**東アジアの平和**を維持することは不可能な時代となってきた。

中国をはじめとするアジアの経済力の飛躍的な向上と発展、世界に影響力を与えようとする強大国中国、そしてその背後のロシア、これらの力を平和的に調整する機能は現段階では国連のほかにはないのではなかろうか。**沖縄の地理的条件**を考えた時、沖縄には東アジアの安定と世界平和に貢献する重大な義務がある。

仮に軍事基地であるとしても、国連軍の基地としての提供であるべきだ。

特に米国とアジア強国の緩衝地帯として**平和の島沖縄**として、自ら平和の島を創るという発想と気概が必要である。

沖縄ばかりが税の特区ではない、税の特区は 10 年ばかりで返上すべきである

全国最大の経済団体、全国法人会総連合（会員 100 万社以上）の先日の税制委員会での会議の中で、福島県連代表の平成 24 年度税制改正に向けての発言の中に次のようなものがあった。

- (1) 法人税率 5%（世界の投資を呼びこむ）
- (2) 個人最高税率 25%（被災県民のため）
- (3) 消費税 up（災害財源とする） 但し、福島県は 0%
- (4) 相続税 0%（被災県については過去数年分の納税分の返却）
- (5) 固定資産税等 0%（不動産の値下り）
- (6) 原発税 数%（被災県民保障財源）

福島県民は 140 年間に渡り、明治新政府はじめ、今回の原発事故により膨大な搾取を受けて来た、その保障を今取り返し福島復興の財源等としたいとのことであった。

II. 税の特例を超えた沖縄の振興

平成 23 年 5 月 31 日

沖縄の自主自立を考えると、税の特例をいくら延長しても、沖縄の振興や格差是正の問題は、解決しないと思われる。税の特例そのものが沖縄の恥であり、振興遅れの原因でもあり、その継続、拡充、新設には時間的、制度的な限界もある。今後 10 年間程度で完全に廃止することを沖縄側から宣言すべきであると考えられる。

そのため、今更とも思われるが、振興策の中における税の特例の位置を明確にし、多数の税の特例を数本の柱となる沖縄振興税制の中で廃止、吸収し、税の特例を他の振興策と合せて強化した実りのある自主自立のための最後の振興策、一国二制度的な発想を以って一定年限継続すべきであると考ええる。

(1. 廃止)

- 2. 揮発油税等の軽減 (No.20 等へ吸収、代替)
- 5. 航空燃料税の減免等の特例 (No.6 等へ吸収、代替) —————> 2. へ吸収、代替
- 16. 電気安定供給支援制度の税の特例 (No.18 等へ吸収、代替)

(2. 税の特例も含めた沖縄振興制度の改善強化、一国二制度的な発想)

—————>	<ul style="list-style-type: none"> 6. 沖縄型環境共生観光推進制度の税の特例 7. 沖縄型特定免税制度における税の特例 8.9. 情報通信産業の振興地域、特別地区における税の特例 11. 産業振興地域制度の拡充における税の特例 12. 自由貿易地域・特別自由貿易地域における税の特例 13. 金融業務特別地区における税の特例 18. 循環型社会の構築促進制度の新設における税の特例 20. エコアイランド特別区における税の特例 	=> 10年程度 で廃止
--------	---	-----------------

(3. 企業、業界支援でなく全体的地域支援の中で実現すべきもの)

1. 酒税の軽減	=> 10年程度 で廃止
----------	-----------------

(4. 沖縄振興制度として不相当と考えたもの)

- (1) 全国的な要望とすべきもの 3, 10, 14, 15, 22
- (2) 類似策により要望を集約すべきもの 19, 21
- (3) 不要、過剰要望と考えられるもの 4, 17, 23, 24, 25, 26

税の特例は、特定区域における全国的にも公平な雇用、投資減税及び税額控除とし、税の不公平をもたらす法人税等の軽減、減免等を行うべきではない。勿論、現行の税率で充分というのではなく、税は経済国際競争と極めて密接な関係があるため、法人税率等は国際競争上、外国並み（想定競争国）の税率と同等以下にする必要がある。

しかし、税率等を日本の特定地域の振興、助成等に使用すべきではなく、例え利用するとしても短期間（5年程度）のものとするべきである。

これに対し、特定区域に対する雇用、投資に対する減税は不公平感がなく、投資者の自由な選択によって、またその自己責任において活用できる。

従って、沖縄だけの税の特例、税の減免を望んではならない。

税制関係の制度提言の整理

「新たな沖縄振興のための制度提言 平成 23 年 4 月」の中に含まれている税に関する提言（一部金融を含む）26 項目（細目にすると約 2 倍となる）について整理した結果、次のような理由により 9 項目（No.6、No.7、No.8、No.9、No.11、No.12、No.13、No.18、No.20）については、継続、拡充、新設等が必要であり、1 項目に（No.1）は制度の変更、その他の 16 項目については廃止、集約等が必要と考えました。

1. 将来の展望は乏しく他の制度の強化、吸収の中で廃止すべきもの（3 項目）

復帰特別措置の目的は、本土と沖縄との経済力の格差を是正することが第一であったと考えられる。その復帰時における沖縄の経済力は、1 人当り県民所得が全国の平均 100%に対して、59.5%であった。現在まで 39 年間を経て所得格差は 74.0%となったが、未だ全国平均の 80%にも達していない。

しかし乍ら、このような税の特例により経済格差を埋めることは出来る筈はないので、特例の延長を返上する趣旨の下、特例を整理、吸収して展望のある新規の特例を提言すべきである。

2. 揮発油税等の軽減（廃止、提言 48 頁）

5. 航空燃料税の減免等の特例（廃止、提言 24 頁）

16. 電気安定供給支援制度の税の特例（廃止、提言 44 頁）

〔No.2 は、ガソリン車等から電気自動車等へなどNo.20 エコアイランド特別地区の新設税の特例及びその支援策強化の中で廃止する〕

〔No.5 は、観光推進制度などNo.6 沖縄環境共生型観光推進制度の税の特例及びその支援策強化の中で廃止する〕

〔No.16 は、化石型燃料依存からクリーンエネルギー等へなど、No.18, 20 及びその支援策強化の中で廃止する〕

2. 将来展望のある格差是正と産業振興の面から拡充等が必要なもの（9 項目）

「観光」、「情報通信産業」、「自由貿易地域」、「金融特区」、「循環型社会の構築」等の重点的な産業の振興により格差の是正を図る。その内容を再検討し、制度が充分活用できるように改善拡充して、上記の産業の振興により格差を是正するために活用する。一国二制度的な発想が必要である。

6. 沖縄型環境共生観光推進制度の税の特例（新規、提言 25 頁）

7. 沖縄型特定免税制度における税の特例（継続、提言 26 頁）

8. 9. 情報通信産業の振興地域、特別地区における税の特例（拡充継続、提言 27～28 頁）

11. 産業振興地域制度の拡充における税の特例（拡充継続、提言 41 頁）

12. 自由貿易地域・特別自由貿易地域における税の特例（拡充継続）

13. 金融業務特別地区における税の特例（拡充継続、提言 33 頁）

18. 循環型社会の構築促進制度の新設における税の特例（新規、提言4頁）
 20. エコアイランド特別地区における税の特例（新規、提言8頁）

3. 一部業界等への負担軽減から産業振興レベルに制度変更するもの（1項目）

総合的な見地から、沖縄及び沖縄への来訪者等の消費者及び業界の活性化のために使用できる制度とする。特定の企業の利益補償的な制度となっていること等は不都合であり、そのため企業の本則課税の減免率を徐々に引下げ、その分を県税として目的税化することが必要と考えられる。

酒税の減免（約36億円）は、いわば、コストゼロの収益であり、これに法人税等が40%としても14億円が国へ納付となり、助成の効果は充分ではない。また、一業界、一企業に対する特典となりやすく、仮に特定のブランド価値を高めるとしても沖縄全体の産業振興には結びつくとは言えない。

1. 酒税の軽減（継続、制度変更、提言42頁）

4. 沖縄振興制度の観点から要望、提言項目として不適当と考えたもの

- (1) 全国的な要望とすべきもの（No.3, 10, 14, 15, 22）
- (2) 類似等により要望を集約すべきもの（No.19, 21）
- (3) 不要、過剰要望と考えられるもの（No.4, 17, 23, 24, 25, 26）

現在、沖縄特例税制による負担減は酒税（約36億円）と揮発油税（約41億円）を含めて150億円前後であると仮定すると、これが本県の住民や観光客の負担減となり本県の振興に寄与するところはあるが、これを県内所得約4兆円、県内貸出金約4兆円等と比較すると0.4%程度であり、多いようでもあり少ないようでもあるが、経済効果はさほど大きいとは言えない。しかし、このような税の特例を受けることは、長期的な観点からは真の地域振興や産業育成にはならない。また格差是正という面から見ても理由のない補助や永久に是正されない事項も含まれている。

将来を展望して、制度の改善、廃止についても真に実効性のある沖縄経済の振興を通じて格差是正を進めるということの明確な態度表明が必要であると考えられる。反省という点からは、一国二制度的なものにしていたら、効果、コストの面でどのようなものであったかと考えて見ることも必要である。

この39年間に行われた沖縄振興策は、沖縄の基盤整備としては評価すべきであるが、沖縄の歴史（琉球統一、島津侵入、琉球処分、日米戦争の戦場、米軍統治、本土復帰）の中で、沖縄の反省の39年という面もあると考える。

基地の対価とも言える補助金に慣らされた沖縄の反省の39年間でもあり、この反省に立って自主自立のための今後の沖縄振興を考えて行く必要がある。

節度ある基地の提供は日本に属する沖縄の義務であり、沖縄の振興の上でも必要なものと考えられるが、その対価的な補助金を得る程の規模は必要ではない。

(整理結果)

1. 将来の展望のある制度の中へ吸収し廃止すべきもの
No.2、5、16
2. 沖縄地域に適した地域振興のために魅力ある税制特別措置が必要である
No.6、7、8、9、11、12、13、18、20
3. 制度を変更して、沖縄的経済の振興のため必要である。
No.1
4. 沖縄県は中小企業県であり、中小企業の実情に合致した全国の中小企業並の税の特例の必要がある（全国統一レベルの要望とした）
No.3、10、14、15、22
5. 要望を集約すべきもの
No.19、21
6. 本県の利己主義であり、常識的に不要、過剰要望と考えられるもの
No.4、17、23、24、25、26

吸収廃止	拡充継続	継続	新規	制度変更	全国統一	集約	不要等	計
3	5	1	3	1	5	2	6	26

各税目の検討と整理

(新たな沖縄振興のための制度提言平成 23 年 4 月沖縄県から)

No.	項目 (継続、廃止等の検討) [参考] 税の特例の内容等	区分	制度提言頁
1	<p>酒税の軽減</p> <p>(酒税の軽減を本県の名産品である泡盛、ビール等特定数 10 社の企業に直接行うことなく、総合的な見地から消費者及び業界の活性化のために使用できる制度とする。そのため企業の本則課税の減免率を徐々に引下げ、その分を県税等とし目的税化する。酒類製造業界は県内各地域の産業経済や雇用の確保に寄与しており、製造業の少ない沖縄にあって、重要な産業の一つである。特に泡盛産業については、離島も含めそれぞれの地域に根ざした重要な地場産業であり、さらには沖縄の歴史と文化の中で育まれた魅力ある観光資源でもある。)</p> <p>[21 年度の軽減額 約 36 億円]</p> <p>泡盛：本則課税の 65%、ビール等：本則課税の 80%に相当する額を企業減税から改める方向で検討すべきである。</p>	制度変更	42
2	<p>揮発油税等の軽減</p> <p>(先々格差是正の展望のない税の特例は他の特例へ代替して廃止すべきである。このような税の特例の将来の廃止は県民生活等への影響は大であり、廃止に先立ち将来の格差是正の展望のある No.20 エコアイランド特別地区における税の特例等の新設強化の中で積極的に廃止、代替すべきである。日本唯一の鉄軌道のない本県の交通手段の便益を図り、格差の調整と県民生活の安定を図るために軽減措置である。復帰後 40 年間を経て、尚一人当たりの県民所得が全国平均の 7 割台、勤労者 1 世帯当たりの可処分所得は全国平均の約 7 割とガソリンの家計消費支出に占める割合は全国平均と比べ高くなっていることから、ガソリン価格の抑制は県民生活及び産業経済の安定を図る上で、重要な意義を有している。)</p> <p>[20 年度の揮発油税及び地方揮発油税の軽減額試算 約 41 億円]</p> <p>国税の 7 円/ℓ軽減に相当する額を代替特例に吸収して廃止する。</p>	廃止 (但し、他へ吸収)	48

No.	項目 (継続、廃止等の検討) [参考] 税の特例の内容等	区分	制度提言頁
3	雇用促進税制 (本県のみでなく、実情に合致した全国の中小企業の活性化と地域の雇用維持のために企業の経営規模に即した雇用増加要件等の創設が必要である。) 雇用数 20 名以下の中小企業者は、対前事業年度比雇用増 10% 以上の場合に 1 人当たり 20 万円の税額控除が法人税額から控除できるものとする。	全国統一	45
4	沖縄国際観光業者への法人税等減免 本県は観光資源の優位性を有しており、観光開発と振興は事業者、業界の自助、自発性及び行政の支援、指導等により実施すべきであり、過剰要求等と考えられる。	過剰要求	24
5	航空燃料税の減免等税の特例 (本土から離れ、鉄軌道のない本県の交通手段の便益を図り格差是正のために軽減措置である。) (1) 本土・那覇間の航空機の燃料は 1 キロリットル当たり 13,000 円に軽減する。 (本則課税 1 キロリットル当たり 26,000 円) (2) 地方税の一部減免等 上記特例を廃止し、その特例相当額をNo.6 等に吸収する。	廃止 (但し、他へ吸収)	24
6	沖縄型環境共生型観光推進制度の税の特例 (沖縄の豊かな自然環境や伝統文化、景観等を保護しつつ、沖縄らしい環境共生型の観光地を形成する。) (1) 観光地域における投資税額控除 (2) 法人税等の免除 (3) 地方税等の免除 等によりNo.5 航空燃料税の減免等の相当額の支援等を行う。	新規	25
7	沖縄型特定免税制度における税の特例 (本県は 40 年前、米国の施政権下から本土への返還が行われたが、他国における返還例のように返還前の制度の維持(一国二制度等)はなく、格差是正の措置がとられたのみであった。その格差是正は 40 年を経過した今も所期の目的を達したとは言えず、他国における一定期間(50 年間)の旧制度維持と比較しても後 10 年間に有している。そこで制度を拡充せず時限的に継続すべきである。) (1) 関税の免除 (2) 関税免除適用額の維持	継続	26

No.	項目 (継続、廃止等の検討) [参考] 税の特例の内容等	区分	制度提言頁
8	<p>情報通信産業の振興地域における投資税額控除等税の特例 (本県のかかえる距離的格差の克服のために投資の促進と税の軽減等が必要である。約9年を経過する本制度における事業認定が未だないということは制度の活用環境に問題があり、制度の改善が必要ということを現わしている。)</p> <p>(1) 沖縄県知事による地域指定 (2) 新に取得した機械、建物等の価格の一定割合を法人税から税額控除 (法人税額の20%以内) (3) 新增設設備の地方税 (事業税、不動産取得税、固定資産税) の一部減免と土地保有税等の非課税 (4) 沖縄振興開発金融公庫の融資条件の優遇 (5) 地域指定の柔軟化</p>	拡充継続	27
9	<p>情報通信産業特例地区における法人税の所得控除等税の特例 (No.8と同旨、従来から継続した制度をより使いやすく効果のある制度とすべきである。)</p> <p>(1)～(4)No.8と同旨 (5) 新に設立された常時雇用者数10名以上の企業について、新設後10年間、所得の50%につき、法人税の課税所得から控除 (6) 地域指定の柔軟化 (7) 立地企業の特定の勤務者に対する所得税等の減免</p>	拡充継続	28
10	<p>国際物流経済特区の新設における税の特例 本県は国際物流産業の発展要素は本土の他県に劣ることはなく、格差の是正を新に要非すべきではない。むしろ、貿易立国としての全国的レベルで要請すべきである。</p>	全国統一	29
11	<p>産業振興地域制度の拡充における税の特例 (旧、産業高度化域、本県の製造業等における投資の促進と生産性の向上と高付加価値化を図る必要がある。本土復帰39年を経て、本県の経済基盤は、復帰特別措置の目的レベルに達していないので、特に中小企業の投資意欲を一層喚起し、産業基盤の強化を図ることが必要である。)</p> <p>(1) 本県全域への拡大 (2) 法人税の投資税額控除 (No.8(2)) (3) 地方税の一部減免等 (No.8(3)) (4) 融資条件の優遇 (No.8(4)) (5) 特別償却、上記(2)に代えて実施可とする</p>	拡充継続	41

No.	項目 (継続、廃止等の検討) [参考] 税の特例の内容等	区分	制度提言頁
12	自由貿易地域・特別自由貿易地域における制度の充実における税の特例 (本県における設立企業を増やし、産業と貿易を盛んにするために特別の地域において、保税事業を行う企業に対し保全機能の優遇措置が必要である。) (1) 保税地域における関税等の優遇 (2) 法人の投資税額控除 (No.8 (2)) (3) 地方税の一部減免等 (No.8 (3)) (4) 融資条件の優遇 (No.8 (4)) (5) 特別償却 (No.8 (5)) (6) 法人税の 35%所得控除 (特別自由貿易地域のみ) (No.9 (5))	拡充継続	—
13	金融業務特別地区における制度の充実のための税の特例 (ベンチャーファンドを組成する企業や金融関連事業の集積を図り、自立経済構築の後方支援、金融の高度化及び雇用機会の創出を図る。本県における復帰特別措置の目指した自立経済の構築は途半ばであり、また制度創設から約 9 年と期間は充分でなく、今後の制度活用のための改善が必要である。) (1) 事業認定案件の見直し (2) 法人の投資税額控除 (No.8 (2)) (3) 地方税の一部減免等 (No.8 (3)) (4) 融資条件の優遇 (No.8 (4)) (5) 特別償却 (No.8 (5)) (6) 法人税の 35%所得控除 (特別自由貿易地域のみ) (No.9 (5)) (7) No.9 (7)	拡充継続	33
14	中小企業経済基盤強化支援制度の拡充における税の特例 本県のみでなく、全国的に中小企業の活性化のために要望する。	全国統一	38
15	経済革新支援制度の拡充における税の特例 No.14 に同じ	全国統一	39
16	電気安定供給支援制度の拡充における税の特例 (沖縄の電気事業は、沖縄の有する構造的不利性等により、本土の電力 9 社と比べ電気料金が割高であると同時に、化石燃料に頼らざるを得ない電源構成となっており、依然として他社並みの経営環境とは言い難い状況である。これら、構造的不利性の克服は民間企業の	廃止 (但し、他へ吸収)	44

No.	項目 (継続、廃止等の検討) [参考] 税の特例の内容等	区分	制度提言頁
	<p>自助努力のみでは、限界があることから、安定的な事業運営のためには、特別な支援が必要である。電気の安定的かつ適正な供給を確保し、沖縄の産業活動及び住民の生活における基礎条件の改善に資するということが従来提言されてきた。)</p> <p>(1) 固定資産の課税標準に係る特例 (2) 産業振興地域内における投資税額控除 (3) 沖縄発電用特定石炭にかかる石油石炭税の免除</p> <p>上記特例を廃止し、その相当額をNo.18、20等に吸収する。</p>		
17	<p>科学技術振興制度の新設における税の特例</p> <p>沖縄科学技術大学院の設立は国補助金によるものでありそれ自体で産業振興に資する。特に関連する投資減税等は必要が認められない。</p> <p>No.4に同じ</p>	過剰要求	31
18	<p>循環型社会の構築促進制度の新設における税の特例</p> <p>(環境関連産業の各種支援や離島における産業廃棄物処理の向上による離島地域の廃棄物処理の負担軽減を軌道にのせる必要がある。島嶼地域である本県における3R(リデュース・リユース・リサイクル)やクリーンエネルギー促進のための地域循環システムを確立するための環境関連企業の育成、誘致を促進する。)</p> <p>(1) 環境関連事業者の設備投資に対する税制の優遇(税額控除、特別償却) (2) 地方税等の一部減免等 (3) 沖縄振興開発金融公庫における資金の確保等により、No.16 電気安定供給支援</p>	新規	4
19	<p>再生可能エネルギー等導入促進支援制度における税の特例</p> <p>No.18に集約</p>	集約	6
20	<p>エコアイランド特別地区における税の特例</p> <p>(エコアイランド特区を創設し、再生エネルギー100%の島づくりを目指す。No.2 揮発油税等の軽減を廃止し、この特例に吸収、代替する)</p> <p>(1) 投資税額控除 (2) 特別償却</p>	新規	8

No.	項目 (継続、廃止等の検討) [参考] 税の特例の内容等	区分	制度提言頁
	(3) 電気自動車等に対する税制優遇 (4) 風力、潮力発電 // (5) バイオ燃料等 // (6) エコハウス、エコビル等 // (7) 地方税等の免除 等により、No.2 揮発油税等の特例相当額 (20 年度約 41 億円) の支援等を行う。		
21	交通コスト低減制度における税の特例 No.18 に集約	集約	47
22	新たな子育て支援制度における税の特例 No.20 と同趣旨	全国統一	14
23	沖縄文化振興及び産業創出・育成制度における税の特例 特に必要性は認められない	不要	10
24	文化産業振興地域における税の特例 特に必要性は認められない	不要	11
25	沖縄らしい風景・まちづくり制度における税の特例 特に必要性は認められない	不要	12
26	駐留軍用地跡地利用推進法 (仮称) の税の特例 特に必要性は認められない	不要	52

沖縄が日本復帰を果たしたのは、27年間の米国統治の後である。

それは香港が、英国から中国へ返還されたのと似ている。

香港のような卓越した経済システムが沖縄にあったとも思わないが、復帰の特殊性（特別性）から見て香港（50年）のように恒久化（50年）できるものはなかったのかもしれないが、一定規模の地域の政治、法律、社会、経済等の激変に際して、復帰前制度の廃止（沖縄）と存続（香港）の違いは歴然と存在したのではないだろうか。

沖縄は復帰時の一人当り県民所得の全国比 59%から、日本と同一の制度の下に再出発をした。

この基礎的格差（生産力格差とも言える）の補填は沖縄振興開発計画と国税等における特別措置であった。

これらの補填が適正であったか否かは議論のあるところではあると思うが、私は税制の面からは充分ではなかったと考えている。

Ⅲ. 沖縄振興一括交付金の展望

H23.6.23

明治以来の中央集権体質から脱却し、この国のあり方を大きく転換する改革である。
本県はこのような先行的な「沖縄振興一括交付金」を有効に活用し、一国二制度的な発想による念願の沖縄地域振興を図るべきである。

1. 地域主権戦略大綱（諸課題に対する取組方針）

平成 22 年 6 月閣議決定された地域主権戦略大綱によれば、地域主権改革を「住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」と定義されている。

そして 2012 年夏を目途に「地域主権推進大綱（仮称）」を策定し、必要な法制上の措置等 10 本の柱から構成することとされている。

- | | |
|------|--------------------------|
| 第 1 | 地域主権改革の全体像 |
| 第 2 | 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大 |
| 第 3 | 基礎自治体への権限移譲 |
| 第 4 | 国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革） |
| 第 5 | ひも付き補助金の一括交付金化 |
| 第 6 | 地方税財源の充実確保 |
| 第 7 | 直轄事業負担金の廃止 |
| 第 8 | 地方政府基本法の制定（地方自治体法の抜本見直し） |
| 第 9 | 自治体間連携・道州制 |
| 第 10 | 緑の分権改革の推進 |

① 地域主権戦略大綱を読んでみて。

その流れの中で沖縄だけが全国と別格の制度は（P. 7）あり得るのか

② 沖縄振興一括交付金として、特別に法令化される可能性はあるのか

（①②ともあり得るが、規模、独自性の程度は政治の世界かも）

- ・「地域主権戦略大綱」を進める法的根拠は整備中か
- ・ その場合の「地域主権推進大綱」までの間に行われるという沖縄振興一括交付金（仮称）とはどのような性格のものか、（仮称）とは沖縄だけの要望のことか
- ・「戦略大綱」の実現が「推進大綱」ということか
- ・ 権限移譲と税源移譲は連動するのか、別のことか
- ・ 言い方は悪いが一種の大名制になるのか、知事の大名化か

目指す国のかたち－住民に身近な行政は自治体に委ねることを基本とし、国は本来果たすべき役割を重点的に行う

2. 地域主権の確立のための施策と推進状況

施策の推進は内閣府に設置された**地域戦略会議**が行う。(2009年11月設置 議長内閣総理大臣)

2010年6月に**地域主権戦略大綱(案)**をまとめ、6月に**地域主権戦略大綱**が閣議決定された。

2010年12月 **アクション・プラン** (出先機関の原則廃止について 閣議決定)

2012年夏まで **地域主権戦略大綱の実現と地域主権推進基本法の制定**

2010.12.15 一括交付金、国は沖縄の特別枠は数百億円、県の要望は1千億円
沖縄県の受けていた平均補助金は年平均3,000億円

- ③ **金額のレベルはどうか**
(不明、過去の平均なんて荒っぽいものはどうか)

2011.5.24 国は、2012年度から10年間にわたる新たな沖縄振興計画の策定方針を、沖縄県に伝える。

(国の責務から県の主体的役割へ)

県は沖縄振興一括交付金の創設を求める

枝野官房長官は「今後、検討、調整を進める」とのこと

- ④ **こういうものと従前の補助金適正化法との関係はどうか**
(従前の枠組の中で自由化へ進む、今後ともつなぎ)

- ・ 今後10年間という点で、一括交付金による沖縄の自治的モデルは想定できるのか
- ・ 自主自立のために一括交付金は活用できるのか
沖縄振興一括交付金になり得るのか
- ・ 沖縄の諸特例と一括交付金は同一のものか、別のものか
- ・ 沖縄で先行的に一括交付金を全国のモデル化ができるのか
- ・ 沖縄県の50項目の要求は一括交付金で解決できるのか
- ・ 沖縄振興一括交付金(仮称)は、全国制度とは区分した予算配分となるのか、従来の規模は期待できるのか
- ・ 沖縄振興一括交付金の法的根拠は期待できるか、
新たな沖縄振興法に基づく自由度の高い財源となり得るか

- ⑤ **制度と自由度の額はどうか** (自由度は進展する方向、政治の世界で動く)

3. ひも付き補助金の一括交付金化

(1) 現行の補助金、交付金等の改革

国のひも付き補助金を廃止し、地方が自由に使える一括交付金とする。
地方の自主性を強化し、自由度を拡大する観点に立って、国庫補助負担金（社会保障、義務教育関係を除）を廃止し、地方が自由に使える一括交付金を創設する。

- 第1. 地方の事業のために必要な総額
- 第2. 継続事業の執行に支障が生じない配慮
- 第3. 一定の財政調整機能
- 第4. 社会保障など義務的性格のもの必要額獲得

- ・ どう税源移譲が行われるのか、補助金等としてか、一括交付金は結局補助金のことか

(2) 基本的な考え方と内容

一括交付金は、地域が自己決定できる財源である。
各省の枠にとらわれず、いかなる政策にどれだけの予算を投入し、どのような地域を目指すかを住民自体が考え、決めることができるようデザインされること

- (1) ひも付き補助金の対象範囲を広くとる
- (2) 国の事前関与の縮小と地方の自由裁量拡大に寄与する

H23 年度～投資関係

H24 年度～計上関係

- ・ どこまで地方の自由裁量が確保できるか
道路やダム予算を教育や介護にはまわせない
- ・ 使途のチェック等は事後チェックとなる

(3) 配分・総額

- ・ 一括交付金の総額をどのように決めるのか
- ・ 〃 どのように配分するのか
- ・ 従来の各省庁の積上げとなるのか、自由度のみか、自由度の程度は一括交付金により、新たな自治モデルが出来るのか
- ・ 沖縄地域に対する基準はどうなるのか
復帰後、沖縄への補助金は各省庁の要求を一括して予算計上した。
これが一括交付金化されるのか（年平均 3,000 億円）
- ・ 従前の沖縄振興補助金の規模になるか

4. 沖縄振興一括交付金（仮称）の創設について

（平成 22 年 10 月 26 日 沖縄県）

- 沖縄振興一括交付金（仮称）というものは世間に、法的に存在する可能性のあるものなのか、単なる沖縄県の思い込みか
- 沖縄振興一括交付金といわゆる全国的な一括交付金はどう違うか
- 民主党の一国二制度との関係は、
- 沖縄に対する補助金は、今後の 10 年間に於いて従前の規模を期待できるのか
- 沖縄の地域特性は、今後補助金的な配慮を受けるのではなく自主自立に求めて行くべきではないか
- 沖縄振興一括交付金（仮称）の予算規模は沖縄の思い込みではないか
- 沖縄の税の特例と一括交付金の関係

⑥ 大震災、大不況を経て、沖縄だけの振興ではない時代だと思いが、

（高額な補助金を受取ることのデメリットを考えて見るべき、沖縄の思い込みが通用するか）

5. 主要な改革

(1) 義務付け・格付けの見直し

自治体の事務の実施方法を、国が法令で縛る義務付け・枠付けが多数存在している。この見直しにより、地域の実情にあった行政サービスを実現する。法制面から地方の自由裁量の拡充に向けた改革であり、国の立法的関与の廃止、縮小を目的としている。例えて言うと、政省令から条例への移管である

6. 基礎自治体への権限委譲

国の出先機関を原則廃止し、事務権限を自治体に移譲し、地域の行政を自治体が自主的、総合的に実施する。都道府県と市町村の事務配分を見直し、可能な限り多くの行政事務を住民に最も身近な基礎自治体が担うこととする。一括法案を11年の通常国会に提出する。

(1) 国から都道府県への権限委譲

(2) 基礎的自治体優先の原則

(3) (2)により都道府県から市町村への権限委譲

7. アクション・プラン

(平成 23 年 12 月 28 日 閣議決定)

- (1) 出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲
広域行政制度を整備
(直割道路、直割河川、ハローワーク等)
- (2) 出先機関単位ですべての事務・権限を委譲する
- (3) 移譲対象機関の職員の身分等の所要の措置
徹底した見直しによる出先機関のスリム化・効率化
- (4) H24 通常国会提出、H26 の事務・権限の移譲を目指す

8. 道州制

- ・ 一括交付金により、新たな自治モデルを想定できるのか
補助金浸けとされる沖縄モデルは変化するのか
- ⑦ 沖縄の自主、自立と自らの可能性の追求の努力が必要でないか、
(最近の沖縄における将来の有望性の生起、大学院大学、物流基地、風力発電、、、)

地域交付金とは

参考資料1

沖縄振興一括交付金(仮称)の創設について

現行は沖縄以外の
思い込みか？

平成22年10月26日
沖 縄 県

【1】 沖縄振興一括交付金の創設について

結局は沖縄のみ

沖縄独自の「沖縄振興一括交付金(仮称)」の創設

沖縄振興特別措置法等による高率補助制度により措置されている予算の総額確保と、予算の一括計上方式の継続を前提に、全国的制度に基づく予算配分方法とは区分した制度の創設

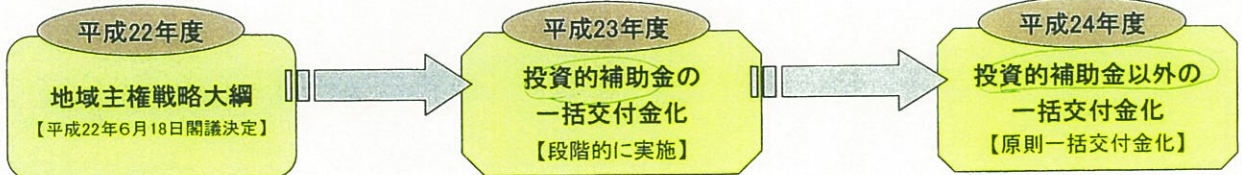
① 仮称の存在は

実現可能

② 法外の有無

地域主権改革と沖縄振興一括交付金(仮称)

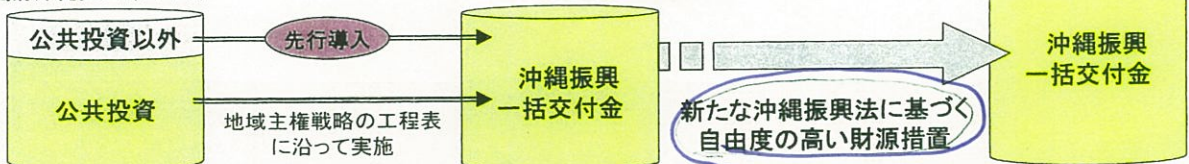
【国の流れ】



【沖縄県の流れ】

沖縄振興計画 (～平成24年3月まで) → 沖縄21世紀ビジョン基本計画 (平成24年4月～)

内閣府沖縄担当部局予算



継続を前提

地域主権戦略大綱

① 継続性
② 制度

投資的補助金

〃はナ

④ 継続性
はあ

⑤ 自由度

【2】 沖縄振興一括交付金(仮称)の考え方(平成24年度以降)

沖縄の特色

過去40年間の沖縄振興

一方では

社会資本・生活基盤の整備に一定の効果

沖縄振興予算は国の公共事業予算に連動して大幅に削減

亜熱帯に属し、離島・島しょ県であり、広大な基地を抱える沖縄
産業振興 雇用 離島 教育 医療 社会福祉 など 様々な課題

今後に向けて

ソフト事業を含めた沖縄振興の安定的な財源の確保が必要

ビジョンの実現に向けて

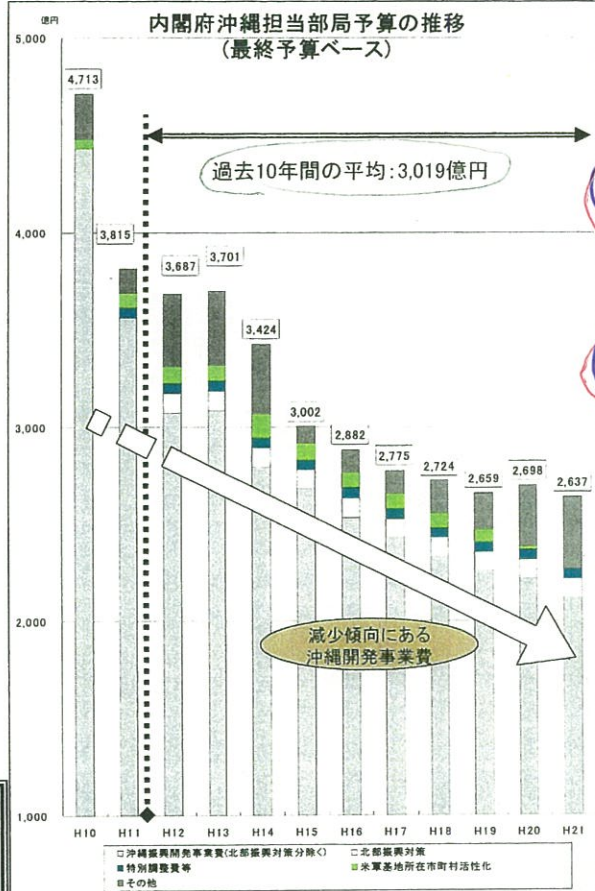
沖縄21世紀ビジョン基本計画
期間:20年(前期10年 後期10年)

財源の規模は、過去の沖縄振興予算を勘案の上、決定

ソフト事業

沖縄21世紀ビジョン

経済の基盤



【3】 沖縄の地域特性

沖縄の地域特性

沖縄の地域特性などから、全国一律の政策では、十分な効果が期待できないのが現状

他地域とは異なる産業構造

【県内総生産に占める割合】

	製造業	第3次産業
本県	4.5%	90.1%
全国	21.2%	76.4%

(平成19年度県民経済計算)

エコカー減税・エコポイント制度

製造業の占める割合が小さいことから、モノづくりを中心とした経済対策では、経済効果が小さい

我が国唯一の亜熱帯気候

【農業産出額構成比】

	米	さとうきび
本県	1.2%	34.9%
全国	32.8%	-

(農林水産統計:平成20年農業産出額)

戸別所得補償制度

さとうきびが農業の中心であるため、米を中心とする戸別所得補償制度では、その効果が及びにくい

全国一高い出生率

出生率 高齢者人口割合 年少者人口割合

本県	1.78	16.1%	17.4%
全国	1.37	20.2%	13.8%

(合計特殊出生率:H20人口動態統計)
(人口割合:H17国勢調査)

少子・高齢化対策

人口構造が他地域と異なるため、少子高齢化対策に加えて、待機児童解消などの児童福祉対策が急務

日本全体を対象とする各種法律の適用や全国一律の対策では、不十分

沖縄の地域特性に対応した効果が期待できる独自の対策を展開することが必要

独自の対策

【4】 沖縄21世紀ビジョンの実現に向けて

一括交付金の活用事例

- 1 アジアゲートウェイの実現に向けた那覇空港滑走路増設、那覇空港国際線ターミナルビルなどの整備
- 2 情報通信コストの低減と情報通信基盤の整備
- 3 競争条件の不利性克服に向けた物流コスト・交通コスト低減
- 4 ロジスティックセンターや貿易センター等の国際物流拠点の整備
- 5 国際クルーズ船対応の那覇港旅客ターミナルの整備
- 6 知的集積拠点形成など新たなリーディング産業の育成に向けた条件整備
- 7 小中高校の老朽校舎の集中的な改築
- 8 沖縄らしい景観形成に向けた電線地中化・自然再生型公共事業
- 9 道路・港湾・空港の適切な維持管理
- 10 国民健康保険・介護保険の財政基盤の安定化
- 11 島しょ県における医療サービス提供拠点である県立病院の安定的な運営と施設整備
- 12 移動コスト軽減などの離島の定住条件の向上
- 13 離島における水道・下水道・ゴミ処理船舶の安定的な運営と整備
- 14 公的研究施設の充実
- 15 保育所入所待機児童の解消対策
- 16 空手・サッカーなどの文化・スポーツ施設の整備

69~80
 ② 税の特例等
 不安になる
 754
 (10年分25%)
 -ロニ制
 69

等

(参考)

地域主権戦略大綱に基づき平成23年度予算を試算した場合

2,304億円

沖縄振興一括交付金の対象(投資的補助金等) 1,348億円
投資的補助金以外の補助金等・国直轄分 776億円
沖縄振興一括交付金の対象外 180億円

沖縄(自由と平和)

平成23年度から 沖縄振興一括交付金の対象	国直轄事業分・ 投資的補助金以外の補助金等	沖縄振興一括交付金の対象外経費
○公共事業関係費 1,148億円 ・社会資本総合整備交付金 630億円 ・農山漁村整備交付金 88億円 ・道路 59億円 ・港湾・空港 54億円 ・北部活性化特別振興対策特定開発事業推進費 35億円 等	○投資的補助金以外の補助金等 167億円 ・特別振興対策調整費等 50億円 ・北部活性化北部振興事業費 35億円 ・産業振興関係経費 53億円 等	○基本的政策企画立案等経費 154億円 ・沖縄科学技術大学院大学関連運営費 96億円 ・沖縄政策費等 57億円 等
○施設整備費 200億円 ・沖縄教育振興費 143億円 等	○国直轄事業費 609億円 ・道路 235億円 ・港湾・空港 165億円 等	○その他 26億円 ・戦後処理経費 11億円 ・沖縄振興開発金融公庫補給金 14億円

※四捨五入の関係で合計等は必ずしも一致しない。また、数値については、平成22年度補助金等額を参考に推計。

IV. 米軍基地分担金の公平な拠出

日本の一県である沖縄は、許容できる全国公平な基地負担を行うことは当然である。沖縄の地理的位置からしてもそれが他県より、少々過重であっても当然である。それが国民としての義務である。しかし現在の基地負担は許容できる範囲をはるかに超えている。

平成 22 年秋以降、民主党政権による米海兵隊普天間基地の移設先探しが行われた。しかし、日本各地でこれ以上の基地負担は許されないとの怒りや抗議が起こると共に全ての移設先候補から普天間基地受入の拒絶の声があがった。その拒絶先は思い出すままにあげても徳之島、硫黄島、大阪泉南市、佐賀県、西之表市などをはじめ、すでに基地等のある静岡県、長崎県などである。即ち、日本国中が沖縄にある米軍基地の移設を拒絶しているのである。これは不公平ではないか。なぜ沖縄県を始め、一部の地域に基地を押し付けるのか。米軍基地の設置は米国と日本との間の国家間の条約であり、日本国民としてはこれを受容せざるを得ないことではないか。仮に米軍基地の拒絶を主張するにしても現存する国家間の条約とは別のことではないか。

そうであるならば日本国民が公平に受入れるべき基地を一部の地域が受け入れているとすれば、日本全国の観点から米軍基地分担金といったものを公平に拠出し、それを米軍基地所在地域への公正な負担として実行すべきであると思う。

復帰以来、沖縄県は全国その他地域と比較して過大な補助金を受取っていると非難され、まるで他県の負担において沖縄県を養っているがごとき発言さえ見られる。しかし、全国が拒絶する基地の存在によってこれまで沖縄県が受けてきた経済と産業の発展のマイナス面を全国の人々は本当に考えたことがあるのか。沖縄県は 1 円の補助金も補償金も受取りたくはない。日本国民の公平な負担の下に米軍基地分担金を正しく計算するべきである。

米軍基地分担金の計算は困難であるかもしれない。しかし、過去の補助金等の合計額を得てもなお全国と比較した 1 人当りの平均所得は 74% と低位にあることを考えれば、その額は米軍基地分担金試算の根拠となるであろう。基地の所在による経済の発展が阻害されるのは明らかであり、それを合理的に計算すべきである。

日本には軍隊がない。従って軍事費は外国諸国と比較して著しく低い。米軍が日本の国防を真に担っているなら、その差額の軍事費は米軍に支払わなければならないのかもしれない。上記の米軍基地分担金はこのような差額に財源があることは確かである。日本は沖縄も含めて自国を守る必要がある。

会計と経営のブラッシュアップ 予定

期間 : H25. 10~12

H25.11.19
H25.11.11
H25.10.14
改訂日 H25.09.28

実績	第 1 回	10/1	もしドラ⑩⑪⑫ (われわれにとっての成果は何か?)
	第 2 回	7	金融商品の会計とは何か(時価評価とデリバティブ)
	第 3 回	14	資産の会計(資産の評価、減損会計)
	第 4 回	21	負債とは何か(退職給付会計、リース会計)
	第 5 回	28	グループ法人税の税務と会計 (H22.10 の税制改正)
	第 6 回	11/4	相続税の理解と対応 (納税と事前準備)
	第 7 回	11	もしドラ⑬⑭⑮ (われわれの計画と未来)
	第 8 回	18	もしドラ④⑤⑥ (われわれの顧客は誰か?)
	第 9 回	25	日本の税制の課題 (あるべき税制を求めて)
	第 10 回	12/2	経営強化のための会計 (有用な会計の視点)
	第 11 回	9	消費税増税の影響と経過措置(その理解と適正な対応)
	第 12 回	16	事業再生と企業組織再編 (会社分割・事業譲渡編)
	第 13 回	23	もしドラ⑦⑧⑨ (顧客にとっての価値は何か?)

ToDo : (1) 実例の取り込み
(2) 最新に改訂